

食品の安全に関する 基本方針及び推進プラン

(令和3年度～令和7年度)



令和3(2021)年3月
広島県

はじめに



食品は、私たちの生命や健康の維持・増進に欠くことのできないものであり、食品の安全に対する県民の皆様への関心はますます高まっています。

こうした中、本県では、食品の安全・安心の確保を最も重要な課題の一つと捉え、関係者が相互に連携し、生産から製造・加工、流通、消費に至る食品の安全確保を目的として、平成15年3月に「広島県食品の安全に関する基本方針」、平成16年3月に「広島県食品の安全に関する推進プラン」を策定し、これらを統合させた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を平成27年3月に策定いたしました。

これらに基づき、行政、生産者、事業者、消費者がそれぞれの立場において、安全確保などの取組を進めた結果、食中毒事件数が減少するなど、県内を流通する食品に対する信頼の確保に、一定の評価を得ています。

一方で、近年の食品流通の広域化に伴い、広域かつ大規模な食中毒事件の発生や違反食品等の流通拡大が懸念されており、また、直近の県政世論調査によると、輸入食品や残留農薬、食品添加物の安全性に対する消費者の不安意識は依然として残っています。

このような課題に対応するため、「安全」と「安心」という視点から施策を区分し、「安全な食品の提供」の領域は「衛生管理」、「危機管理」、 「安心感の醸成」の領域は「食品表示」、「リスクコミュニケーション」を取組の柱として設定し、具体的な数値目標を掲げた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に改正しました。

県といたしましては、新しい「基本方針及び推進プラン」を着実に実行するとともに、取組の状況を確認するための指標を毎年度点検しながら、食品の安全・安心確保対策を推進し、安全な食品を安心して食べることができる社会づくりに努めてまいります。

令和3年3月

広島県知事 湯崎英彦

目次

第1章 基本方針	1
I 趣旨	1
II 基本的な考え方	2
第2章 推進プラン	12
施策体系図	12
領域Ⅰ 安全な食品の提供	13
衛生管理	13
1 生産段階での安全確保	14
(1) 安全な農産物の生産	14
(2) 安全な畜産物の生産	16
(3) 安全な水産物の生産	19
2 製造・加工・流通段階での安全確保	21
(1) 自主衛生管理の推進	21
(2) 監視指導体制の強化	24
(3) 食品検査体制の充実	26
(4) 輸入食品の安全対策の推進	28
危機管理	29
1 危機管理事案の早期収束	31
(1) 危機管理体制の整備	31
(2) 危機管理対応の徹底	33
領域Ⅱ 安心感の醸成	35
食品表示	35
1 食品表示の正確な情報伝達	37
(1) 適正な食品表示の推進	37
2 食品表示の信頼性の確保	39
(1) 食品表示に対する監視指導の充実	39
(2) 食品表示活用の啓発	41
リスクコミュニケーション	42
1 リスクコミュニケーションの推進	44
(1) 食品の安全性に関する情報発信の充実	44
(2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進	47
(3) 消費者への正しい知識の普及	49
第3章 推進体制	51
I 食品安全推進協議会	51
II 県関係施策との連携	52
III 他の自治体との連携	52
IV 国との連携	53
V 計画期間	53
参考資料	54
行政の取組一覧表	55
関係団体の取組一覧表	59
数値目標及び活動指標一覧表	63
用語説明集	64

第1章 基本方針

I 趣旨

食品の安全確保は、県政の重要な課題の一つであり、広島県では、平成27年3月に策定した「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき、生産から消費に至る各段階で、生産者、事業者、消費者及び行政の各者の取組により、食品の安全確保に関する施策を推進してきました。

しかし、食中毒事件、食品の回収事案、不適正な食品表示など食品の安全・安心を脅かす事例等が依然として発生している状況であり、また、食のグローバル化、中食・外食など食の外部的進展のほか、食品衛生法、食品表示法等の改正により、食品を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした食品の安全・安心に関わる状況の変化により、消費者の食品に対する関心は大きくなり、食品に携わる者の取組が注視されるとともに、食品の安全・安心を確保するための対策の強化が必要となっています。

令和2年度県政世論調査によると、普段流通している食品に対して不安を抱いている県民は、2割程度（21.5%）であり、前回調査時（平成29年度）から10%以上減少しており、消費者の食品に対する不安意識は軽減されつつあると考えられます。

一方で、輸入食品や残留農薬、食品添加物の安全性などに不安を抱いている者も多く、今後も食品の安全・安心の確保に向けて、農畜水産物の生産・流通や食品の製造・加工・販売などに携わる生産者や事業者は、食品の安全性の確保などに努めるとともに、行政は、輸入食品の検査強化や生産農家への農薬などの適正使用の指導強化及び安全な食品についての知識や情報の提供などに取り組むことが依然として望まれています。

今回の改正では、平成27年策定の「基本方針」の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに、「安全」と「安心」の領域に分け、それぞれの領域における「10年後の目指す姿」を設定しました。また、「推進プラン」については、各領域の中で、取組の柱、取組の方向、基本施策及び具体的取組を設定しました。これらを着実に実行するとともに、取組状況等を毎年度点検し、食品の安全・安心確保対策を推進します。

Ⅱ 基本的な考え方

基本方針の位置づけ

この基本方針は、食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることを目的として、行政、生産者、事業者及び消費者のそれぞれが主体的に取り組むための共通の指針となるものです。

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

食品の安全を確保するためには、生産から製造・加工、流通、消費に至る一貫した取組を推進していくことが重要です。

また、食品への安心は、「食品の安全確保」と「生産者、事業者、消費者及び行政の相互の信頼」との相乗効果によって得られるものです。

平成27年策定の基本方針では、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら、食品の安全・安心確保対策に参画し、協働して取り組むための共通認識を明確にするため「あるべき姿」を定めました。

今回の改正では、引き続き、この「あるべき姿」を実現するために、実効性のある取組を進めていきます。

生産者、事業者、消費者及び行政のそれぞれがこの共通認識を持ち、自主的かつ相互に連携して、食品の安全・安心確保対策に取り組み、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることによって、安全な食品を安心して食べることができる社会の実現を目指します。

領域の設定と10年後の目指す姿

体系的に施策を推進するため、「あるべき姿」の構成要素である「安全な食品の提供」、「安心感の醸成」の2つの領域を設定し、10年後を見据えた施策を計画的に展開するため、各領域に「10年後の目指す姿」を設定します。

領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。



○ 科学的根拠に基づく取組の推進

食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組みます。

○ 情報の提供による透明性と信頼性の確保

食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。

○ 自主的な取組の推進

食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

○ 行政の役割

生産から消費に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

○ 生産者・事業者の役割

食品の安全・安心の確保について自らが第一義的な責任を有していることを認識し、食品の安全確保を図ります。

○ 消費者の役割

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と生産者、事業者、行政などへの働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

基本方針及び推進プランの方向性

食品の安全に関する基本方針

(H15.3~)

- 基本的な視点
- 行政、生産者、事業者の役割と消費者の取組
- 基本方針の内容
 - ・ 行政の施策
 - ・ 生産者、事業者の役割と消費者の取組

食品の安全に関する推進プラン

(H16.3~ 第1期~第4期)

- 基本的な考え方
- 食を巡る現状と課題
- 推進プランにおける施策展開の視点と主な取組
- 推進プランの項目と推進目標
- 行政の施策
- 生産者、事業者の役割と消費者の取組

食品の安全に関する基本方針及び推進プラン

(H27.3~)

- 基本的な考え方
- あるべき姿

『みんなで創る、**安全**な食品を**安心**して食べることができる社会』

- 領域の設定と10年後の目指す姿
 - <領域Ⅰ 安全な食品の提供>
「生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。」
 - <領域Ⅱ 安心感の醸成>
「流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができます。」
- 基本的な視点
 - ・ 科学的根拠に基づく取組の推進
 - ・ 情報提供による透明性と信頼性の確保
 - ・ 自主的な取組の推進
- 行政、生産者・事業者及び消費者の役割
- 取組の柱ごとの基本施策における取組及び数値目標

推進プランの実行

数値目標のチェック（進捗状況の確認（毎年度））

「安全な食品を安心して食べることができる社会」の実現

食品の安全に関する現状と課題

前プランを策定した平成27年度以降の食の安全に関する主な出来事及び社会情勢の変化に伴う課題については、以下のとおりです。

改正食品衛生法の影響

(1) HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPを手法とした衛生管理は、欧米を中心とする先進国では義務化が進められており、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、全国的に波及すると考えられる訪日者の増加を見据えて、国際標準と整合を図った食品衛生管理が求められています。

そのため、原則として、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が令和3年6月から義務化されます。

(2) 広域的な食中毒事案への対策強化

平成29年に発生した広域的な腸管出血性大腸菌 O157 食中毒においては、食中毒情報の探知、共通汚染源の調査などに遅れが生じてしまいました。

そのため、広域的な食中毒の発生や広域流通食品の違反を探知した場合の拡大防止措置を速やかに実施することを目的として、関係機関における連絡、連携体制を整備し、必要な対策等が協議できるように、国の地方厚生局の管轄ごとに広域連携協議会が設置されました。

(3) 食品の回収情報の報告の義務化

欧米では、法令により食品回収制度が設けられており、速やかに回収情報を公表できる体制が整備されています。

日本においても、回収情報を行政が把握し、早期の監視指導や消費者への情報提供を実施するため、食品の回収を行う場合には行政への届出が令和3年6月から義務化されます。

なお、広島県では、取り扱う食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、事業者等が回収に着手した際には、速やかに回収着手報告書を提出し、報告する旨を県条例により定めていました。

(4) 指定成分を含む食品による健康被害情報の届出の義務化

アルカロイドやホルモン様作用成分が含まれる食品については、製造管理が適切でなく含有量が均一でないこと、科学的根拠に基づかない摂取目安量が設定されている等により健康被害につながったケースがあります。

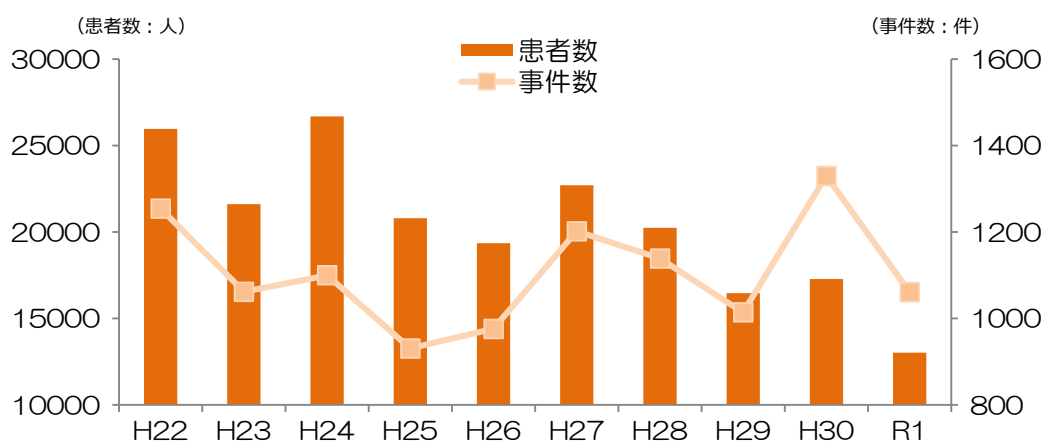
そのため、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会における専門家の科学的知見に基づき指定された指定成分を含有した食品による健康被害情報を探知した場合に行政への届出が令和2年6月に義務化されました。

全国の食中毒事件の発生状況

全国の食中毒事件数は、単年で減少している年もありますが、ここ10年間では、おおむね横ばい状態で推移しており、患者数は、減少傾向にあります。

また、近年発生している特徴的な食中毒事件として、広域流通している共通食材による広域かつ大規模な食中毒事件が挙げられ、平成28年には、きゅうりのゆかり和え、冷凍メンチカツを原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒、平成29年には、ポテトサラダを原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒、きざみのりを原因としたノロウイルス食中毒が発生しています。

そのため、全国の食中毒事件については、件数は増加していないものの、生産規模の拡大、流通の広域化により、今後も広域的で大規模な食中毒の発生が懸念されています。



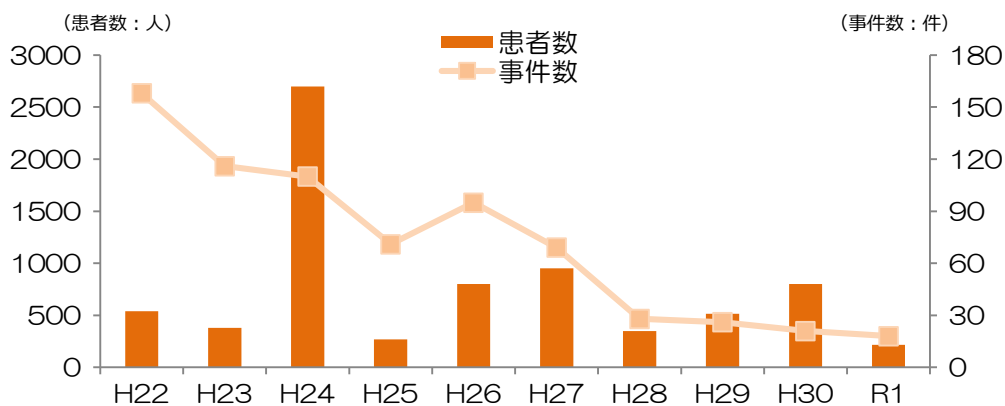
食中毒事件数及び患者数の推移

(出典：厚生労働省「食中毒統計資料」)

広島県内の食中毒事件の発生状況

広島県及び保健所設置市では、飲食に起因する事故防止のため、食品衛生法第24条に基づいて毎年度定める食品衛生監視指導計画により、食品関係施設の衛生状態や、食品の取扱等に関する立入検査・指導や食品等の収去検査を実施しています。また、食品等事業者の自主衛生管理の推進や県民への食品衛生に関する啓発・リスクコミュニケーションに取り組んでいます。

その結果、この10年間で食中毒事件数は約1/10に減少しています。



食中毒事件数及び患者数の推移

(出典：広島県「生活衛生・食品衛生業務概況」)

広島県食品自主衛生管理認証施設

広島県では、県民の食生活の安全・安心を確保するため、食品等事業者の自主的な衛生管理を推進する「広島県食品自主衛生管理認証制度」を設けています。

この制度は、消費者から見えにくく、評価されにくい事業者の日々の衛生管理の取組を積極的に評価し、食品等事業者の衛生管理水準の向上を図るとともに、消費者に、より安全性の高い食品を提供することを目的としています。（令和2年3月時点で、対象業種は21業種です。）

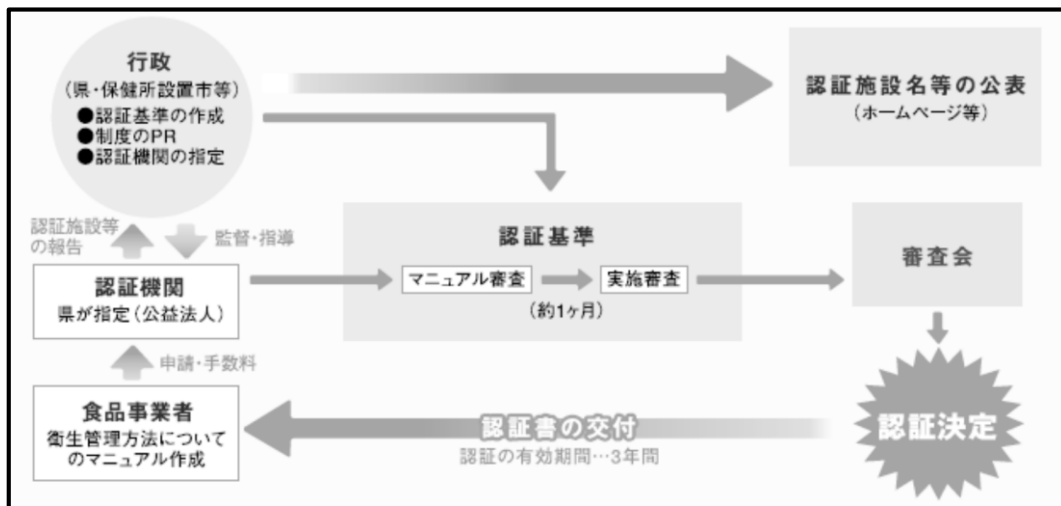
なお、この制度は、施設ごとに想定した危害を回避する取組を明文化し、県が設定した基準に適合することを、県が指定する機関により認証するものです。この認証を受けた施設は、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」相当の管理がなされていると見なされます。

<認証マーク>

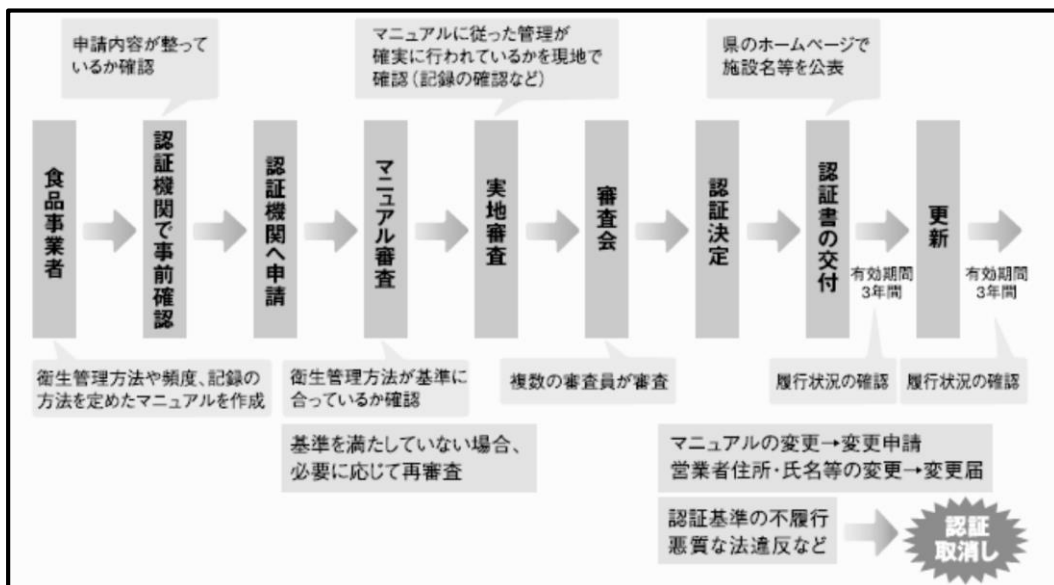


マークの色（本体；緑，背景；白）

<制度の仕組み>

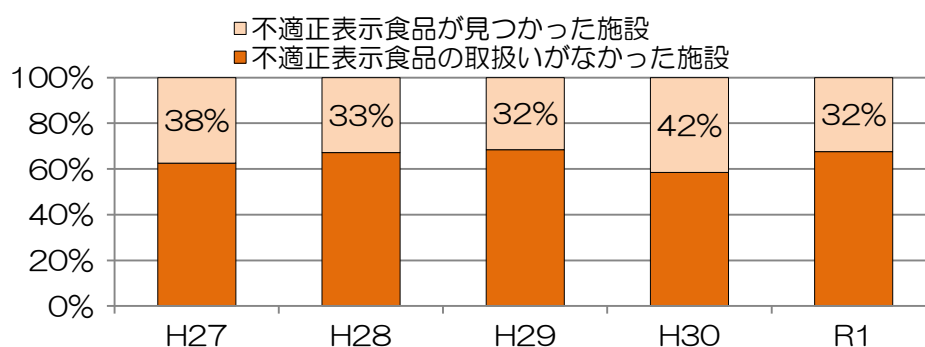


<認証の手順>



食品表示の点検状況

毎年12月の広島県食品表示適正化推進月間には、食品表示の一斉点検を実施しており、点検した施設のうち、1/3程度の施設で不適正な表示食品が見つかりました。



食品表示一斉点検における点検状況の推移

(出典：広島県「食品表示の一斉点検結果について」)

食品表示に関する制度の改正

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が平成27年に施行され、経過措置期間が令和2年3月末で終了しました。

また、平成29年9月に食品表示基準の一部が改正され、原則としてすべての加工食品に原料原産地の表示が義務付けられ、経過措置期間が令和4年3月末まで設けられています。

今後も、県民に対する食品表示制度の正しい理解を促進するとともに、食品等事業者に対して、適正な食品表示の実施を推進していく必要があります。

食料損失の減少に向けた食品表示の重要性の高まり

近年、賞味期限切れや飲食店での食べ残しなどにより、廃棄されている食品への関心が高まっています。

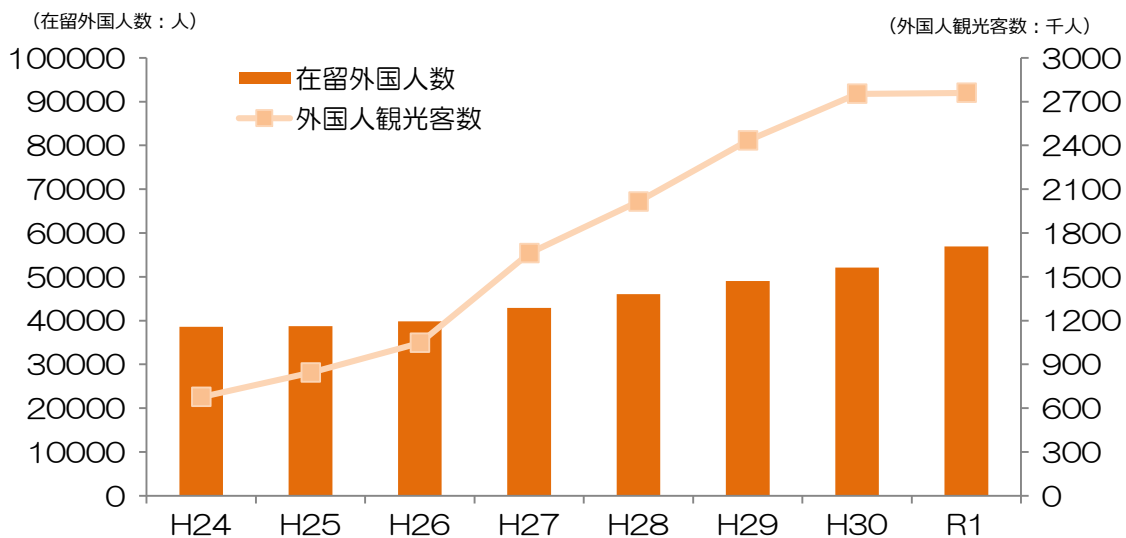
さらに、平成27年に開催された「国連持続可能な開発サミット」によりSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、「令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料損失を減少させる」という目標が設定されました。

これらのことから、生産者、事業者、消費者及び行政による食料損失の減少に向けた取組は、より一層推進されていくと考えられます。特に、事業者においては、賞味期限の「年月日表示」から「年月表示」への切り替えや、「3分の1ルール」の見直しなど、従来の食品表示の習慣を改める動きが活発化しており、今まで以上に、食品表示への正しい理解が重要になってきています。

広島県内の在留外国人数及び外国人観光客数の状況

県内人口は減少する中で、県内の在留外国人は増加傾向にあり、また、県内を訪れる外国人観光客数は、平成24年から令和元年において、8年連続で過去最高を更新しています。

そのため、様々な国の方々に受け入れられるように、本県においても、HACCPに沿った衛生管理の定着や食品のグローバル化に対して、注視していく必要があります。



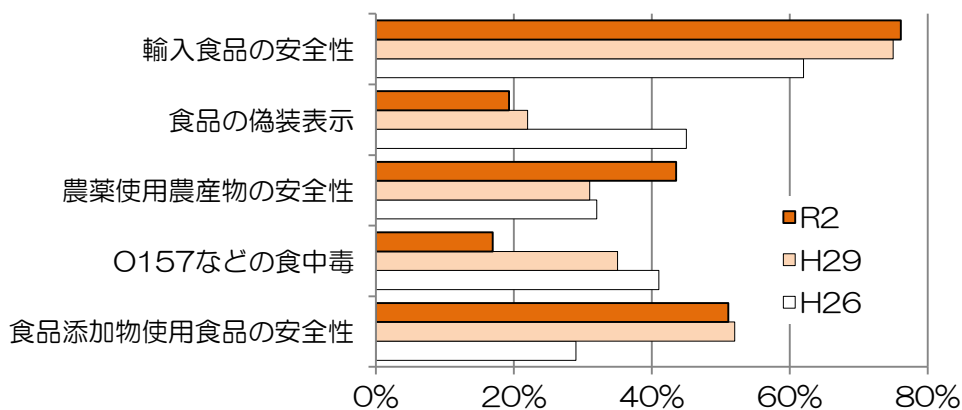
在留外国人数と外国人観光客数の推移（広島県）

※在留外国人数は各年12月末現在

（出典：法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計」及び広島県「広島県観光客の動向」）

食品に対する不安意識

県政世論調査によると、食品に対して不安を抱いている県民の割合は、平成29年度調査では32.3%、令和2年度調査では21.5%と減少傾向にあります。一方で、不安を抱く県民のうち、輸入食品、農薬使用や食品添加物使用の安全性に対する不安意識は依然として残っています。

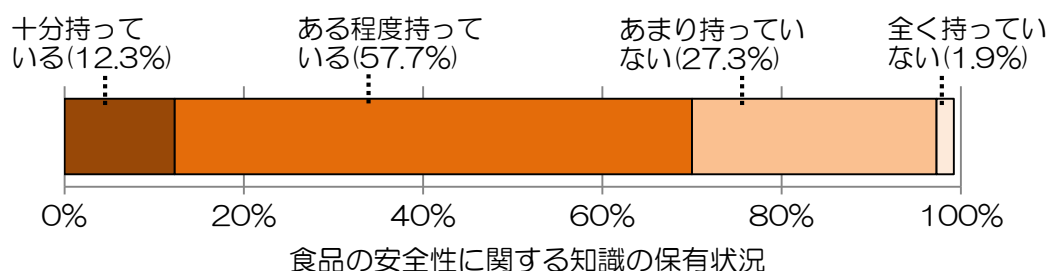


県民が食品に対して不安を抱く理由の推移

（出典：広島県「県政世論調査」）

食品の安全性に関する知識の保有状況

農林水産省が実施した調査によると、依然として、国民の約3割が食品の安全性に関する知識を十分には持っていないという結果になっています。



(出典：農林水産省「食育に関する意識調査」(R1))

新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年1月に全国で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、同年3月には本県で初めて感染者が確認されました。

また、本県においては、令和2年4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域に指定され、12月から令和3年2月にかけては本県独自の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、飲食店などを利用する消費者の不安意識が高まっており、本県としても、飲食店をはじめとする事業者の感染防止対策の推進を後押しする必要があります。

また、コロナ禍における講習会等の開催に関しては、感染防止対策を徹底し、県民が安全に受講できるように実施していきます。併せて、講習会のオンライン受講について、引き続き検討する必要があります。

食品衛生に関する講習会

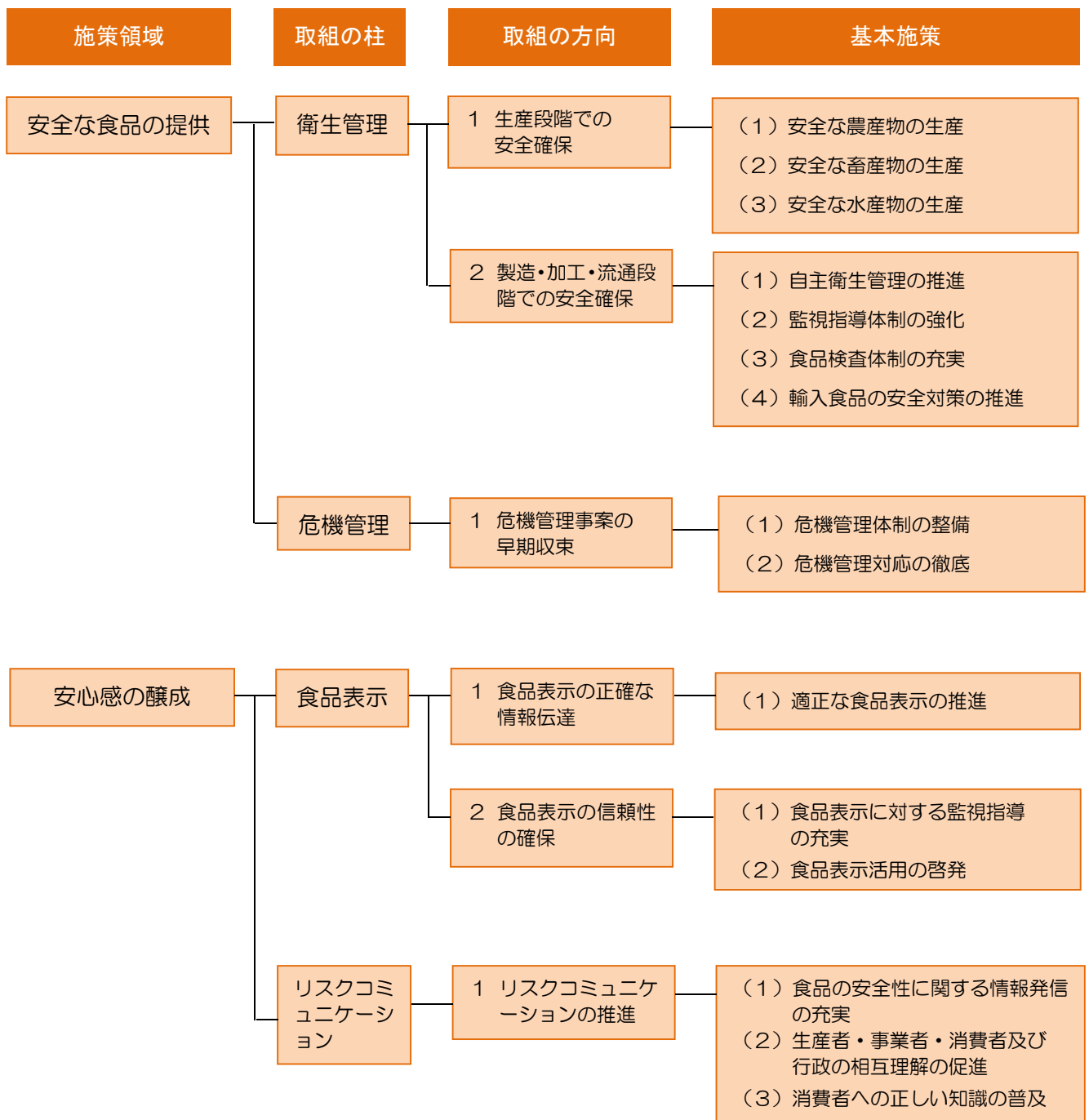


第2章 推進プラン

この推進プランは、基本方針に基づき、領域Ⅰ「安全な食品の提供」及び領域Ⅱ「安心感の醸成」を設定し、それぞれ取組の柱を「衛生管理」、「危機管理」及び「食品表示」、「リスクコミュニケーション」の2つずつに整理しました。

各取組の柱の中では、目指す姿（5年後）を設定し、現在の社会情勢を記載しております。また、取組の方向を掲げ、その中で基本施策を設定することで、目指す姿に向けた5年間の取組を展開していきます。

<施策体系図>



領域Ⅰ 安全な食品の提供

衛生管理

目指す姿(5年後)

生産者・事業者の生産工程管理・自主衛生管理が定着し、食中毒リスクの少ない食品が提供できるようになってきており、県内における大規模な集団食中毒の発生が抑えられてきています。

社会情勢

- 近年、生産規模の拡大、流通の広域化により、大規模な食中毒事案の発生が懸念されています。
- 食品の安全確保については、食品等のリスクに関する正しい知識や最新の情報を共有化し、農畜水産物の生産から食品の製造・流通、消費に至る一連の工程の各段階において、科学的根拠に基づく必要な措置が適切に行われることが求められています。
- 農畜水産物の生産者は、農薬や医薬品等の適正な使用により環境への負荷を軽減する経営を行うとともに、GAP（農業生産工程管理）の導入推進や鳥インフルエンザウイルス、貝毒等の対策を着実に実施し、安全な農畜水産物の提供に努めることが大切です。
- 食品衛生法が平成30年6月に改正され、事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入が令和3年6月から義務化されます。HACCPは、万が一食中毒が発生した場合に原因究明や問題のある製品の特定、再発防止等を迅速・的確に行うことにも有効であり、また、原材料の受入時の安全性の確認を行うことにより生産段階の原材料（農畜水産物）の安全性を向上させることにもなります。HACCP導入後において、監視指導による実施記録などの確認、講習会の開催による運用面での助言を行い、HACCPを定着させる必要があります。
- 事業者は、自主衛生管理に努め、食品の安全を向上させることが重要ですが、自らの衛生管理を消費者にもわかるように取り組むことによって、消費者の食品に対する不信感を払拭し、信頼の醸成に努めることが大切です。
- 生産者、消費者もHACCPの必要性等について理解し、事業者の取組を活発にしていくことによって、県民の安全・安心確保に繋がっていくものと考えます。

数値目標

目標	現状 令和元年度	目標 令和7年度
有症者50人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均)	2.6件	2.0件以下
講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合	—	70%以上

1 生産段階での安全確保

(1) 安全な農産物の生産

- 安全な農産物を提供するため、土壌等の生産環境の保全を図るとともに、農業者に対し関係法令等の遵守を徹底し、肥料、農薬等の適正な使用を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 農薬の適正な販売と使用の徹底が強く求められています。	○ 農薬の販売者及び使用者に対し、農薬の適正な販売や使用について啓発する必要があります。
○ 農薬取締法に基づき、農薬の販売者には届出・帳簿の備付等、使用者には使用基準の遵守等が義務付けられています。	○ 農薬の販売者や使用者に対し、市町や毒物及び劇物取締法を所管する保健所と連携した立入検査を実施する必要があります。
○ 食品衛生法に基づき、残留農薬基準を超える農産物の流通が禁止されています。	○ 安全で効果的な防除を推進し、農薬の飛散防止対策の徹底を図る必要があります。
○ 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき肥料を生産・販売する者は、登録、届出が義務付けられています。	○ 肥料の生産販売者に対し、肥料の品質の確保等に関する法律の周知を図る必要があります。

行政の取組

取組	概要
農産物の生産・流通システムの工程管理の推進	○ 異物の混入等の危害を最小限に抑える「農業生産工程管理(GAP)」の導入を推進します。
環境にやさしい農業の推進	○ 土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用削減を行う「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証制度、エコファーマー認定制度及び有機農業など環境にやさしい農業を推進します。

取組	概要
農業用生産資材の安全性の確保と適正使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬の販売者・使用者及び一般県民に対し、農薬使用が増加する時期を捉え農薬の危害防止運動を実施し、農薬に対する正しい知識の啓発を重点的に実施します。 ○ 農薬の販売者・使用者に対し、立入検査を実施し、適切な農薬の保管状況や販売・使用状況を指導します。 ○ 安全で効果的な病害虫の防除法や農薬に関する情報を、ホームページにより提供します。 ○ 農薬取締法の権限を有する行政機関が会議等を通して、農薬に関する最新の情報を共有し、農薬の安全性の確保や適正使用を推進します。 ○ 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録や届出が適正に行われるよう指導します。
生産環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、大気、水質及び土壌の環境モニタリングを実施し、結果を公表します。

生産者の取組

取組	概要
農産物の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物の生産から出荷までの工程の適切な管理による安全性の確保に努めます。 ○ 農薬や肥料など農業用生産資材の適正使用に努めます。 ○ 生産者団体は、異物の混入等の危害を最小限に抑える「農業生産工程管理（GAP）」の導入を推進します。 ○ GAPに関する知識及び農薬等の適正使用に関する知識を保有する従事者の育成を推進します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《生産者》GAP認証経営体数（累計）	（R1）46 経営体⇒（R7）156 経営体
《行政》農薬危害防止講習会の開催数	5回/年

レモン栽培



(2) 安全な畜産物の生産

- 安全な畜産物を提供するため、畜産農家に対し関係法令等の遵守を徹底し、飼料、動物用医薬品の適正な使用を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 死亡牛のBSE検査は、生産者が死亡牛を一次保管施設に運搬した後に家畜保健衛生所が検査材料を採取し、検査を実施しています。	○ 検査対象月齢の死亡牛の全頭検査と適正処理を確実に推進する体制を継続的に維持・確保する必要があります。
○ 国内において、鳥インフルエンザ、豚熱などの畜産物の安定的な生産を脅かす恐れのある家畜伝染病の発生が見受けられます。	○ 国内における畜産物の安定的な生産を確保するため、家畜伝染病の発生とまん延を防止する必要があります。
○ 動物用医薬品販売業者や生産現場の立入検査を実施しています。	○ 動物用医薬品の不適切な使用を防ぐため、特に獣医師の指示により販売される医薬品の流通状況の監視と指導を継続する必要があります。
○ 薬剤耐性菌の発現状況調査については、対象とする家畜、菌種を定めて毎年全国統一的に調査が実施されています。	○ 薬剤耐性菌の発生を防ぐとともに、継続的な指導と検査を実施する必要があります。
○ 安全・安心な畜産物を提供するため、生産段階における衛生管理指導が実施されています。	○ 生産農場における衛生管理指導を継続して普及啓発する必要があります。
○ 飼料製造・販売業者及び畜産農家等における飼料の適切な製造、保管、販売及び適正使用が求められています。	○ 家畜に給与される飼料の安全性を確保するため、定期的な立入検査や指導を継続する必要があります。

行政の取組

取組	概要
安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○ BSE 特別措置法に係る省令に基づく対象牛全てのBSE検査を実施し、陰性を確認後、化製処理して焼却処分し、清浄性の維持を図ります。 ○ 畜産農家に肉骨粉等の動物由来蛋白質を含んだ飼料が反芻動物に給与されないよう巡回指導を行うとともに、適切な飼料給与の周知を図ります。 ○ 鳥インフルエンザなどの家畜伝染病等に対する監視、指導体制を継続するとともに、県内での発生とまん延を防止します。 ○ 畜産経営農家及び獣医師に対し、動物用医薬品の使用実態調査を行うとともに、適正使用を指導します。併せて医薬品の使用記録について指導を行います。 ○ 動物用医薬品の使用に起因する薬剤耐性発現状況の調査を実施します。 ○ 飼料及び飼料添加物製造業者、販売業者等に対する飼料安全法に係る講習会の開催と立入検査及び畜産農家に対する飼料の適正使用の巡回指導を行います。 ○ 農場HACCPについて、畜産現場への導入のための普及・啓発を図るとともに、取組農場に対する支援を行います。

生産者の取組


取組	概要
家畜伝染病の発生予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼養衛生管理基準の遵守によって農場での衛生管理の徹底に努めます。
飼料及び動物用医薬品の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を遵守し、農場における動物用医薬品の適正使用に努めるとともに、使用の記録、保存に努めます。 ○ 飼料安全法を遵守し、家畜へ給与する飼料の適正使用に努めるとともに、飼料の使用に係る記帳、帳簿の保存に努めます。
畜産におけるHACCPの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ HACCPに準じた衛生対策の取組に向けて課題を抽出し、自主衛生管理等の設定による安全・安心な畜産物の生産を図ります。 ○ 農場HACCPに関するスキルを有する人材を確保し、農場HACCP又はこれに準ずる衛生対策の導入を図ります。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》死亡牛のBSE検査頭数	検査対象の死亡牛全頭
《行政》牛飼育農家の立入検査実施率	100% (各年度の監視指導10回時の件数以上)
《行政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100% (各年度の計画農場数以上) ・ 定点モニタリング (継続) 9農場 ・ 強化モニタリング (年1回) 国指針に基づく農場数
《行政》医薬品販売業立入検査実施率	100% (各年度の監視指導10回時の件数以上)
《行政》医薬品使用実態調査・指導 (牛, 豚, 鶏) 実施率	100% (各年度の監視指導10回時の件数以上)
《行政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数

鶏肉・鶏卵の安全性に関するチラシ




鶏肉・鶏卵は安心して 食べていただけます。



- ◎ 鶏肉・鶏卵を食べてヒトが鳥インフルエンザに感染した例はありません。
- ◎ 鳥インフルエンザウイルスは、十分に火を通せば死滅します。(食品の中心温度 70℃)
また、このウイルスは酸(胃酸)に弱いので、万が一鶏肉・鶏卵にウイルスが存在したとしても胃液で死滅するといわれています。
- ◎ 鶏肉・鶏卵は安全ですので、安心してお買い求めください。

鶏肉・鶏卵について

お問い合わせ先	電話番号
広島県健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3103
西部保健所生活衛生課	0829-32-1181
西部保健所広島支所衛生環境課	082-228-2111
西部保健所呉支所衛生環境課	0823-22-5400
西部東保健所生活衛生課	082-422-6911
東部保健所生活衛生課	0848-25-2011
東部保健所福山支所衛生環境課	084-921-1311
北部保健所生活衛生課	0824-63-5181

(3) 安全な水産物の生産

- 安全・安心な水産物の供給を推進するため、適切な生産管理や衛生管理の徹底を推進し、衛生上の危害の未然防止を図ります。
- 安全なかきを提供するため、貝毒検査を実施し、有毒プランクトンにより毒化したかきの市場流通を防止するとともに、安全で衛生的な出荷体制の確立を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 食品の安全性に対する関心が高まるなか、養殖水産物については、品質・衛生面での管理の徹底と安全対策が求められています。	○ 魚類養殖において、水産用医薬品（ワクチンを含む。）の適正使用及び使用状況記録等の指導や医薬品の残留検査の実施により、安全・安心な養殖魚の供給体制を充実させる必要があります。 ○ かき養殖については、生産者に正しい知識を普及啓発し、養殖漁場の管理等を進める必要があります。
○ 貝毒については、貝毒対策実施要領等の運用により毒化したかきの流通を防止しています。	○ 貝毒対策実施要領等に基づき、関係する行政機関、漁業者、漁業団体、流通及び加工業者と連携し、貝毒プランクトンによる毒化状況を監視する必要があります。

行政の取組

取組	概要
水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策	○ 水産用ワクチンの普及及び魚類養殖における養殖密度の適正化や医薬品の抑制を推進します。 ○ かき養殖における漁場環境を改善するとともに、衛生的なかきの出荷の普及啓発を進めることによって、安全、高品質なかきの供給体制が確立されます。
漁場環境の監視及び指導	○ 有毒プランクトンの発生状況調査及び貝類の毒化状況検査を実施し、規制値を超えたあさりやかきなどの貝類の出荷の自主規制を指導し、毒化した貝類の流通を防止します。

生産者の取組

取組	概要
安全で高品質なかきの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貝毒の自主検査を実施し、有毒プランクトンにより毒化したかきの市場流通を防止します。 ○ かき関係業者によりかきの生産出荷対策を検討し、安全で衛生的な出荷体制を確立します。 ○ 消費者に対し、貝毒対策や衛生対策を普及し、広島かきの安全性をPRします。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《生産者》貝毒安全対策（貝毒検査検体数）	86 検体/年
《行政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年
《行政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	3回/年
《行政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年
《行政》貝毒行政検査検体数	216 検体/年

かきの水揚げ



貝毒検査



2 製造・加工・流通段階での安全確保

(1) 自主衛生管理の推進

- HACCPとは、原材料入荷から製品出荷に至るまでの各工程での危害分析（HA）を行い、重要管理点（CCP）を設定し、継続的に監視・記録し、異常が認められた場合は、速やかに対処する食品衛生管理手法です。
- 食品衛生法が改正され、原則すべての事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の導入が義務化されます。
- 今後、各施設等において、HACCPに沿った衛生管理を実施し、その日々の記録を残していくことが求められます。
- 県民の安全確保のため、事業者団体と連携し、HACCPの定着を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、宅配専門の事業者が増加しています。

現状と課題

現状	課題
○ 食品衛生法改正により、令和3年6月から、原則すべての事業者にHACCPの導入が義務化されます。	○ 小規模事業者に導入が求められる「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」は、各業界団体が示す手引書を参考にする等の簡略化された衛生管理を行うこととされており、定着に向けた支援を充実させる必要があります。
○ 中小規模の食品製造施設においては、企業内に衛生管理に関する専門知識が十分な人材が少ない状況にあります。	○ 食品等のリスクに関する正しい知識や最新の情報を共有化し、科学的根拠に基づくHACCPの工程管理が実施できるような人材を育成する必要があります。
○ 広島県食品自主衛生管理認証制度は、より高いレベルの衛生管理を導入したい小規模事業者が取得することで、対外的にHACCP導入を示すことができますが、制度の普及が進んでいません。	○ 県が設定した基準に基づいた自主管理を認証機関に認証されるため、対外的にHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいることを示す制度として、小規模事業者を中心に普及する必要があります。
○ 食品営業施設及び給食施設における衛生管理の中心となる食品衛生責任者の衛生に関する知識やHACCPに関する知識は十分とは言えません。	○ 食品衛生責任者のレベルアップを図る必要があります。営業許可等の更新時には衛生知識の再確認を行う必要があります。
○ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、食品の宅配を専門とする事業者が増加しており、流通段階での安全確保が危惧されています。	○ 食品の宅配を行う事業者は、製造又は調理後の食品が消費者の手元に届けられるまでの衛生管理を適切に実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
HACCP 定着のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する小規模事業者に対して、各業界団体が示す手引書を参考にする等の簡略化された衛生管理が行えるよう、講習会等を開催し、HACCP 定着を支援します。 ○ HACCPのマニュアル作成等に対する相談に対応します。 ○ ホームページ等において、HACCPに関する情報を提供します。
自主衛生管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責務の周知、食品衛生講習会の実施等により自主衛生管理の知識を有する者を育成する支援を行います。
広島県食品自主衛生管理認証制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体HACCPである広島県食品自主衛生管理認証制度の普及により、HACCPに取り組む事業者を支援します。
事業者の食品の衛生管理の核となる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全に関する講習会、出前講座等を開催します。 ○ 事業者の衛生管理を向上する上で地域のリーダーとなる食品衛生推進員及び食品衛生指導員を育成します。 ○ 食品関係施設における衛生管理の核となる食品衛生責任者の講習会等を通じて育成し、HACCPなどの衛生知識の向上を図ります。 ○ 食品衛生に関する教育DVD等の貸出しを行います。 ○ と畜場及び食鳥処理場の管理者、従事者に対する衛生指導及び講習会等による衛生教育を実施します。
給食従事者等の核となる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食施設の衛生管理の中心となる栄養士や調理従事者を対象に、HACCPや食中毒予防等の食品衛生に関する研修を行います。

生産者の取組

取組	概要
HACCPの定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 畜産物や水産物の生産者は、HACCPに沿った衛生管理の定着を目指し、HACCPに関する知識の習得に努めます。 ○ 生産者団体は、HACCPに関する講習会・衛生管理マニュアル作成のための研修会を開催します。

事業者の取組

取組	概要
HACCPの定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ HACCPへの理解を深め、HACCPに沿った衛生管理を定着させます。 ○ 事業者団体は、HACCPに関する講習会・衛生管理マニュアル作成のための研修会を開催します。

取組	概要
自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料の仕入れ、製造、加工等の記録の作成、保存に努めます。 ○ 原材料や製品の適正な保管管理に努めます。 ○ 食品関係施設や設備、器具等の洗浄消毒を実施し、施設の衛生管理を徹底します。 ○ 食品添加物、残留農薬、細菌等の検査や外観、品質等をチェックし、規格基準の遵守に努めます。 ○ 定期的な健康診断や検便を実施し、従事者の健康を確認します。 ○ 事業者団体は、衛生知識向上の研修会を開催します。 ○ 業界団体等が示す手引書に沿った衛生管理、又はHACCPに基づく衛生管理を実施します。
給食施設における衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大量調理衛生管理マニュアル等に基づく衛生管理を徹底します。 ○ ノロウイルスによる食中毒予防の徹底を図ります。 ○ 関係の法律等及び管理基準を遵守し、HACCPに関する記録・保管を実践し、給食の安全に対する消費者の信頼を確保します。
生乳生産現場における衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係の法律等及び管理基準を遵守し、HACCPに関する記録・保管を実践し、生乳の安全に対する消費者の信頼を確保します。
食品の衛生管理の核となる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域全体の衛生管理意識を向上させるため、地域事業者団体のリーダーとなる食品衛生推進員及び食品衛生指導員を育成します。 ○ 事業者団体等が開催する、食品衛生に関する講習会・研修会に、従事者を積極的に参加させ、食品関係施設内でHACCPの推進の核となる人材を育成します。 ○ 食品衛生責任者は、各種講習会に参加するとともに、営業許可等の更新時における実務者講習会の受講に努めます。 ○ 食品関係施設における衛生管理の中心となる食品衛生責任者に対し、HACCPなどの衛生知識の向上を図ります。
給食施設の衛生管理の核となる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食施設の衛生管理の中心となる栄養士や調理従事者は、HACCPや食中毒予防等の講習会に参加し、知識の向上に努めます。
宅配を含む流通段階における衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造又は調理を行う事業者は、食品が提供されるまでの温度、時間等の管理について、宅配する事業者に伝達します。 ○ 宅配を行う事業者は、製造又は調理後の食品の衛生管理を実施し、消費者への安全な食品の提供に努めます。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	2件/年
《行政》HACCP講習会の開催数	10回/年
《行政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	100回/年

(2) 監視指導体制の強化

- 食品の安全・安心確保のため、年間の監視指導計画を策定し、重点的・効果的な監視指導を実施します。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加工食品の流通・販売形態は複雑化・多様化しています。 ○ 食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効果的な監視指導に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料等への使用添加物，含有アレルギー物質等の安全・安心に関する情報を積極的に入手し，原材料の安全性を確認するよう徹底を図る必要があります。 ○ 食品事故防止や違反食品排除の観点から，引き続き効率的・効果的な監視指導を行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 有症者 50 名以上の大規模な食中毒事件が発生しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒の多発しやすい時期に，監視指導や食中毒予防の普及啓発を強化する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法改正により，令和 3 年 6 月から，原則すべての事業者に HACCP の導入が義務化されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」は業界団体等の示す手引書に基づいて実施されますが，小規模事業者においては，衛生管理記録等を実施していないことが想定されるため，監視指導の中で確認していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法の改正により，食品用器具，容器包装のポジティブリスト制度が，令和 2 年 6 月 1 日から導入されました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省令で定められた製造管理の実施状況や，ポジティブリスト制度に適合した食品用器具，容器包装であることを事業者間で共有するためのしくみが整っているか，監視指導の中で確認していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生の向上や適正な食品情報の提供を推進していく上で，食品衛生に関わる行政職員には最新の知識や専門性の高い指導スキルの習得が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示や食品衛生の指導に関わる行政職員は，食品の安全確保のための監視指導等の活動が重要となるため，日々，研鑽に励み，資質向上を図る必要があります。

行政の取組

取組	概要
監視指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効果的な監視指導等を実施します。 ○ と畜場及び食鳥処理場、生鮮食品の流通拠点であるせり売りや仲卸業者店舗の指導を行います。 ○ 細菌性食中毒が発生しやすい夏期、多種多様な食品が流通する年末に、食品事故防止、違反食品排除のため一斉監視を実施します。
食中毒予防月間、ノロウイルス食中毒予防期間の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細菌性食中毒が発生しやすい7月～8月、ノロウイルス食中毒の多発する11月～1月には、食品関係施設への監視指導や食中毒予防の普及啓発を強化します。
HACCP定着の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する小規模事業者において、手引書に沿った衛生管理が実施できていることを監視指導時に確認します。
事業者を指導する保健所職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会に参加するなど職員の資質向上に努め、監視指導時に事業者に対するHACCPの適切な助言ができる指導者の育成を推進します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》食品衛生監視指導実施率	100% (各年度の監視指導10時間の件数以上)

食品衛生監視



広島県食中毒予防月間ポスター



(3) 食品検査体制の充実

- 実際に流通する食品の安全性が確保されているかを確認するため、製造・加工・流通・販売段階における食品の検査を実施します。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加工食品の流通・販売形態は複雑化・多様化しています。 ○ 食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効果的な検査に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料等への使用添加物，含有アレルギー物質等の安全・安心に関する情報を積極的に入手し，原材料の安全性を確認するよう徹底を図る必要があります。 ○ 食品事故防止や違反食品排除の観点から，引き続き効率的・効果的な食品等の検査を行う必要があります。 なお，検査に当たっては，信頼性と透明性を確保するため，食品衛生検査施設の業務管理の徹底を図る必要があります。

行政の取組

取組	概要
規格基準，遺伝子組換え食品，アレルギー物質を含む食品等の検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき，食品中の食品添加物，食中毒菌・ウイルス，食品の規格基準の適合状況等の確認検査を実施します。 ○ 遺伝子組換え食品の定性・定量検査，アレルギー物質の確認検査を実施します。 ○ 残留農薬基準等の適合状況を確認するため，一度に複数の農薬が分析できる検査を実施するとともに，検査対象とする農薬は適宜，見直しを行います。
と畜検査や食鳥検査，BSE検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ と畜検査員及び食鳥検査員は，牛，豚，鶏などに対すると畜検査や食鳥検査を行うとともに，24か月齢以上の牛で，生体検査時に神経症状や全身症状を示す牛を対象にBSE検査を適切に実施します。
医薬品類似形態食品実態調査及び試買検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康食品の流通実態を調査し，医薬品成分の含有が疑われる健康食品の検査を実施します。

取組	概要
食品の安全に関する調査研究活動の実施	○ 食品の安全・安心の確保に効果的な食品検査方法の構築などの調査研究を行います。また、技術相談や現地指導、受託研究等を通して技術的な課題の解決を図ります。

事業者の取組

取組	概要
行政が実施する検査への協力	○ 行政が実施する各種検査への理解を深めるとともに、円滑な検査の実施に協力することに努めます。 ○ 自主検査の実施に努めます。

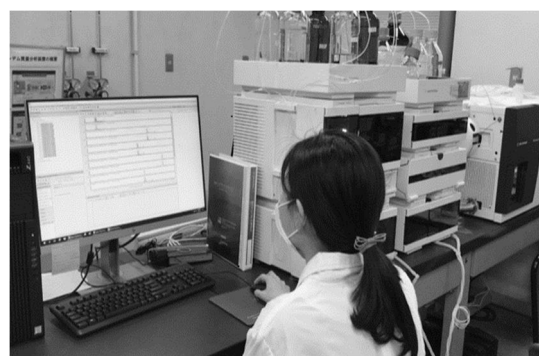
取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》食品の試験検査検体数	6,600 検体/年
《行政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭
《行政》BSE検査頭数	24 か月齢以上かつ生体検査時に神経症状等を示す牛全頭
《行政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽
《行政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年

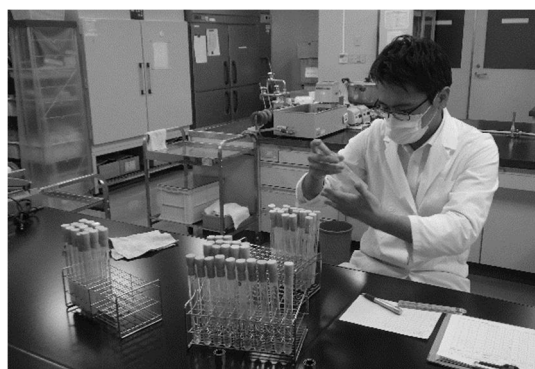
食鳥検査



理化学検査



細菌学検査



(4) 輸入食品の安全対策の推進

- 輸入食品の安全確保は、国の役割として、検疫所において輸入時の検査が実施されていることから、国との連携を強化し、効果的・効率的な検査等を実施します。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入食品の届出件数は、増加傾向にあり、多種多様な食品が流通しています。 国内で使用が認められていない食品添加物の使用や輸入食品の残留農薬や異物混入事例が発生しており、輸入食品への県民の不安は依然として高く、輸入食品に対する監視指導の要望が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全確保は、一義的に事業者の責務であるため、輸入食品等の仕入れ時には、情報入手し安全確認に努める必要があります。また、行政は、違反の可能性の高い食品の規格基準、指定外添加物の使用、残留農薬基準等について収去検査を実施し、違反食品の排除に努めていく必要があります。 ○ 輸入食品の安全確保は、まず、検疫所において輸入時の検査が実施されていることから、国との連携を図りながら効果的・効率的な検査等を実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
輸入食品の監視指導の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入食品の取扱量の多い市場及び大型量販店の監視指導を実施するとともに、食品添加物・残留農薬等の収去検査及び苦情等に基づく試験検査を実施します。 ○ 広島県輸入食品衛生対策協議会を開催するなど、関係機関が連携を図り、計画的、効果的な輸入食品の衛生対策について協議します。

事業者の取組

取組	概要
輸入食品の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入食品等の仕入れ時には、製品情報を入手し、安全確認を実施します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	1回/年
《行政》輸入食品の試験検査検体数	450検体/年

危機管理

目指す姿(5年後)

生産者・事業者が取り扱う食品等において違反又は健康被害の可能性がある旨を探知した場合には、速やかな情報収集を行い、早期に回収に着手できるようになってきています。

社会情勢

- 食品流通の広域化、複雑化により、食中毒をはじめとする健康危機事案は複雑、広域化する傾向にあり、事案発生時には、広域連携協議会が設置されることとなりました。
- 最近では、農薬等の有害物質や異物混入による事故など予測しない事態の発生も見られています。
- 生産者・事業者は、このような事態に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから、異変を早期に把握する体制を整備するとともに、緊急時におけるマニュアルを定め、緊急時の連絡や被害拡大防止、原因究明を行うための対応等を備えておくことが重要です。
- 欧米では、法令により食品回収制度を設け、速やかに回収情報を公表できる体制が整備されており、日本でも回収情報を行政が把握し、早期の監視指導や消費者への情報提供の実施が求められています。
- アルカロイドやホルモン様作用成分のうち、一定以上の量の摂取により健康被害が生じるおそれのある成分を含有した食品は、行政による必要な情報収集を可能とし、健康被害の発生・拡大を防止することが求められています。
- 行政は、緊急時の対応マニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう研修や訓練等を実施するとともに、平常時から関係機関との連携、協力体制の確保に努め、事案対応に備える必要があります。
- また、県民の不安解消を図るため、事案発生時には、ホームページやマスコミ等を通じて、正確な情報を迅速に提供することにより、健康被害の拡大や風評被害の発生を防止することが重要です。
- 食品事故の速やかな発見には、消費者が大きな役割を果たします。健康被害を最小限に留め、被害を拡大させないためにも、日ごろから商品回収やリコール情報などに関心を持ち、飲食の後に異常を感じた時には、速やかに医療機関を受診したり、相談窓口へ申出を行うことが大切です。

数値目標

目標	現状 令和元年度	目標 令和7年度
回収着手報告書提出までの所要日数 ※ 喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ、Ⅱ、Ⅲに分類されており、クラスⅠ及びⅡを対象とする。また、事業者が探知してから行政に提出するまでの所要時間とする。	—	1日以内

【食品衛生法違反又はそのおそれがある食品の回収報告におけるクラス分類について】

○喫食時の健康被害の危険度によるクラス分類については、次の3分類とされています。

※ 数値目標の対象としては、喫食時に重篤な健康被害になり得る可能性が高いクラスⅠ及び健康被害が一定程度考えられるクラスⅡを対象とします。

クラスⅠ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

(例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜，ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・有毒魚（魚種不明フグ，シガテラ魚等）
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により，腐敗，変敗した食品
- ・有毒植物（スイセン，毒キノコ等）
- ・硬質異物が混入した食品（ガラス片，プラスチック等）

クラスⅡ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

(例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

クラスⅢ：喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・残留基準に違反する野菜や果物のうち，その摂取量が急性参照用量を超えないもの

1 危機管理事案の早期収束

(1) 危機管理体制の整備

- 農畜水産物による健康被害事案が発生した場合に備え、生産履歴等の記録を推進します。
- 生産者、事業者が危機管理マニュアルを整備することで、速やかな情報収集ができる体制を構築します。特に、マニュアル中には、回収等が発生した際の対応方法を定めておき、早期回収着手できる体制の整備を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 食品による健康被害は、流通等の複雑化により広域化する傾向にあります。	○ 食品による健康被害を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害拡大防止に向けて、発生状況の把握、事業者の指導、消費者への情報提供等を迅速に行う必要があります。
○ 危機管理マニュアルの整備は事業者を中心に進んできているが、回収等への対応方法を定めている施設は6割程度にとどまっています。	○ 早期に回収着手できるよう、回収に係る責任体制及び具体的な対応方法を定めた危機管理マニュアルを整備する必要があります。
○ 消費者は、健康被害等の発生時に、どこに連絡すればよいか迷ってしまうことがあります。	○ 緊急時に連絡できるよう、行政等の連絡先一覧表を整備しておく必要があります。
○ 食品衛生法改正により、食品の回収情報の報告が令和3年6月から制度化されます。	○ 回収着手報告の制度化を周知する必要があります。

行政の取組

取組	概要
GAPの推進	○ 生産工程の見える化やリスク管理の手法としてGAPを推進することにより農畜水産物を原因とする健康被害の発生に備えます。
危機管理の体制整備の推進	○ 食中毒対策要綱等の健康危機管理マニュアルの点検を行うとともに、迅速かつ効果的な対応が図れるよう関係者の訓練や研修を行います。

取組	概要
危機管理マニュアル作成等の支援	○ 事業者への食品事故等発生時の危機管理マニュアルについて、ひな型（例）を県ホームページに掲示するとともに、作成への支援を実施する。特に、回収等を実施する場合の責任体制及び具体的な対応方法を明確にするマニュアルの作成を支援します。
緊急時の連絡先の作成の支援	○ 消費者の緊急時の連絡先一覧表の作成等を支援します。
回収着手報告の制度化の周知	○ 回収着手報告の制度化について、事業者等に周知します。

生産者の取組

取組	概要
GAPの実践	○ 農畜水産物を原因とする健康被害発生時に備え、GAPを実践することにより、生産資材等の適切な使用、保管、管理の徹底に努めます。
保健所への報告等	○ 健康被害に繋がるおそれがある事案が発生した場合の保健所への報告手順を定めます。

事業者の取組

取組	概要
お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築	○ 消費者の問合せや相談に対応するための担当者と連絡先を明確にするとともに、緊急時の対応マニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう研修や訓練等を実施します。
苦情の集約・解析体制の構築・強化及び保健所への報告等	○ 販売する食品等の苦情を集約、解析する体制を構築するとともに、健康被害に繋がるおそれがある事案が発生した場合の保健所への報告手順を定めます。

消費者の取組

取組	概要
緊急時の連絡先の作成	○ 日ごろから、最寄りの医療機関や保健所等の緊急時の連絡先を確認し、一覧表を備えます。 ○ 消費者団体は、緊急連絡先一覧表の作成を啓発します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》危機管理マニュアル整備率	(R1) 49% ⇒ (R7) 70%以上
《事業者》相談窓口の設置率	(R1) 95% ⇒ (R7) 98%以上

(2) 危機管理対応の徹底

- 事業者等が回収に着手した際には、速やかな報告、対応、公表により、被害の拡大を防止します。

現状と課題

現状	課題
○ 事業者等からの回収着手報告が遅れることにより、消費者への周知などの対応が遅滞してしまうことが見受けられます。	○ マニュアルに沿った対応により、速やかな回収等の対応を実施する必要があります。 ○ 速やかな回収着手報告を実現するため、電子化による報告を推進する必要があります。 ○ 原因究明等の調査・検査を実施し、消費者等に対する情報提供を推進する必要があります。
○ 生産者、事業者においては、危機管理に関する従業員教育に苦慮していることが想定されます。	○ 生産者、事業者の従業員教育を支援する必要があります。
○ 健康被害の発生または健康被害のおそれがある情報を探知した場合に、マニュアルに沿った対応を速やかに実施できていないことがあります。	○ マニュアルに沿った対応が実施できるよう、従業員に対する回収等発生時の対応について、教育を実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品衛生申請等システムによる回収報告の推進	○ 消費者の健康被害情報の収集や自主回収等の報告の徹底を図り、早期の危害把握に努めるとともに、健康被害に影響する自主回収情報については、食品衛生申請等システムの利用を推進し、回収着手の情報をできるだけ早期に把握し、ホームページ等により公表します。
健康被害発生時の調査	○ 食中毒（食中毒疑いを含む）等の健康被害情報を探知した場合は、迅速かつ的確な調査を行うとともに、原因究明、被害拡大及び再発防止を図るための調査・検査を実施し、適切な措置を講じます。また、必要に応じて、国、関係自治体と連携して対応します。
危機管理教育の実施	○ 生産者、事業者を対象とした危機管理対応に関する講習会を実施します。

生産者の取組

取組	概要
迅速な自主回収への着手	○ 健康被害のおそれがある食品事案が発生した場合には、自主的な公表や製品の回収により迅速かつ適確に対応し、行政に報告します。
従業員教育	○ 食品の安全に関する講習会等へ積極的に参加することにより、従業員の危機管理対応力の向上を図ります。

事業者の取組

取組	概要
迅速な自主回収への着手	○ 健康被害のおそれがある食品事案が発生した場合には、自主的な公表や製品の回収により迅速かつ適確に対応し、行政に報告します。
従業員教育	○ 食品の安全に関する講習会等へ積極的に参加することにより、従業員の危機管理対応力の向上を図ります。

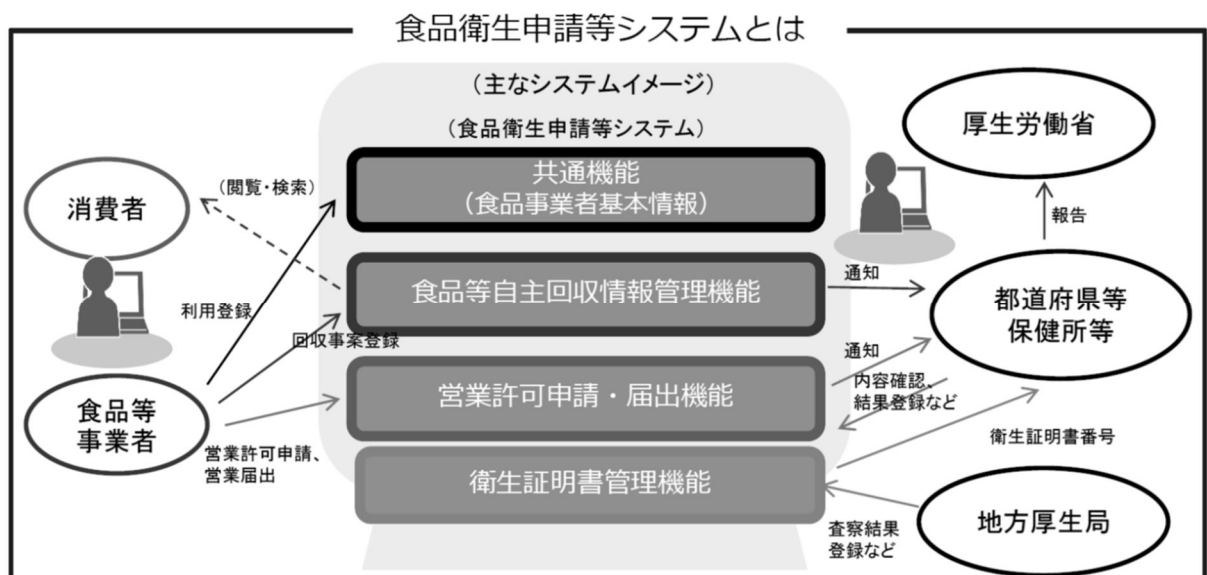
消費者の取組

取組	概要
異常時の対応	○ 健康被害等が疑われる場合には、医療機関等へ相談するとともに、食品の製造者や販売者等への申し出を行います。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	(R1) — ⇒ (R7) 80%以上

食品衛生申請等システムのイメージ図



領域Ⅱ 安心感の醸成

食品表示

目指す姿(5年後)

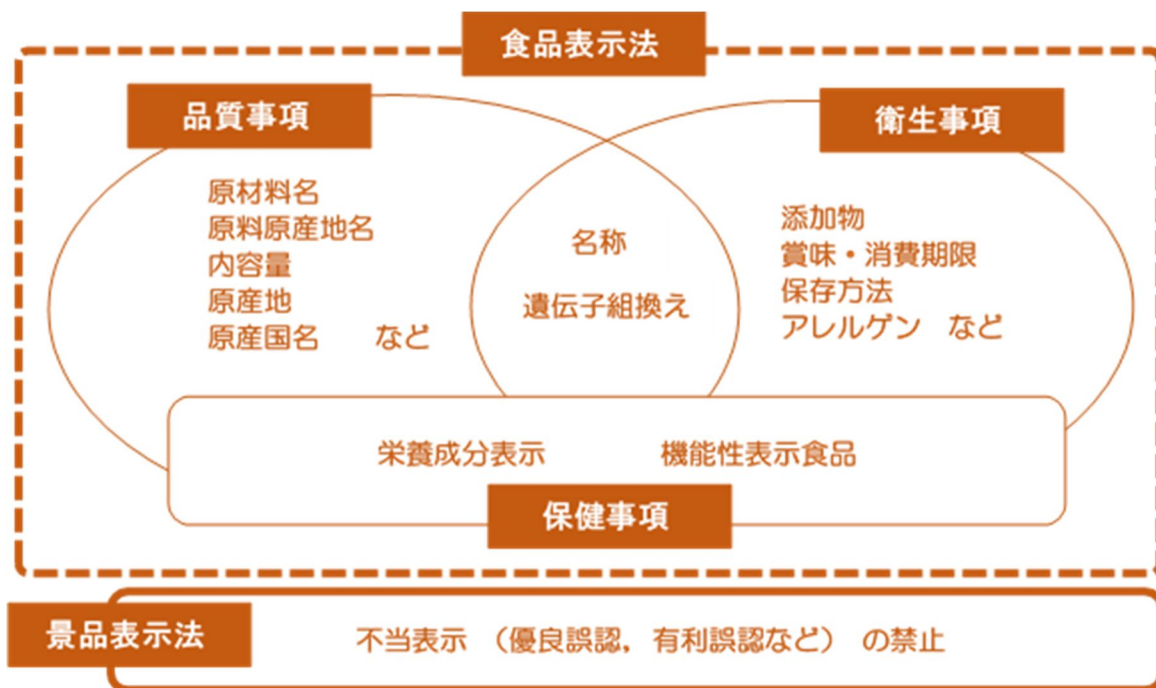
事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、不適切な食品表示が減少してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、商品の情報を正確に把握できるようになってきています。

社会情勢

- 食品表示は、消費者が食品を購入するときに、その製品の内容や取扱いを正しく理解し、選択するための重要な情報源であるとともに、万が一事故が生じたときに、原因の究明や製品回収等の行政措置を速やかに行うための手掛かりとなるものです。
- 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行され、その経過措置期間が令和2年3月末で終了しました。
- そのため、内容をよく理解したうえで、正しい食品表示を行うよう、事業者に対する監視指導の強化及び周知啓発が必要です。
- これまでは、保健所等が行う食品表示一斉点検において注意を受けた事案のうち、不適正な食品表示の原因は軽微な確認ミスによるものが大半であり、農畜水産物の生産から食品の製造・流通、消費に至る各段階での自主点検を徹底することにより、防ぐことができます。
- 消費者が安心して食品を購入することができるよう、生産者や事業者は、食品表示に関する知識や意識の向上を図り、食品関係法令を遵守し、正しい食品情報を提供するとともに、消費者は提供された食品情報を理解し、活用していくことが重要です。

数値目標

目標	現状 令和元年度	目標 令和7年度
表示違反（不良）による回収件数 （過去3年平均）	18件	8件以下



【食品表示法違反の食品の回収報告におけるクラス分類について】

○喫食時の健康危害の危険度によるクラス分類については、次の2分類とされています。

クラスⅠ：喫食により直ちに消費者の生命及び身体に対する危害の発生の可能性が高いもの

- 食品表示法第6条第8項に規定する事項として内閣府令で定める事項のうち、アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及び L-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示

クラスⅡ：喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってクラスⅠに分類されないもの

- 食品表示法第6条第8項に規定する事項として内閣府令で定める事項に該当する表示のうち、クラスⅠの対象となる表示事項を除いたもの（保存温度を本来表示する温度より高く表示した場合、消費期限又は賞味期限を本来表示する期限よりも長く表示した場合など）

1 食品表示の正確な情報伝達

(1) 適正な食品表示の推進

- 原材料に由来する食品事故が起こった場合に、速やかに原因を解明するため、生産工程管理の記帳や産地情報の適正な伝達を推進します。
- 不適正表示を防ぐため、食品表示を担当する従事者の意識の向上を図り、食品表示の自主点検の強化を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行され、令和2年3月末に経過措置が終了しました。	○ 新しい食品表示制度を遵守し、正しい表示が行われるよう、生産者、事業者に対して育成講習会等を開催し、周知を行う必要があります。
○ 生産工程管理（GAP）の啓発を行っていますが、導入が一部の生産者や産地にとどまっています。	○ 引き続き、生産者に対し、生産工程管理によるリスク管理を推進する必要があります。
○ 事業者の施設においては、適正な食品表示を推進できる人材の確保に苦慮しています。	○ 事業者に対して食品表示に関する正しい知識を付与する講習を行い、食品等を取り扱う施設において適正な食品表示を推進する核となる人材として、適正表示推進者を育成する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品表示制度の周知	<ul style="list-style-type: none">○ 現場での指導や講習会を通じて生産者に食品表示制度を周知します。○ 農畜水産物の名称や産地情報の適正な伝達を推進します。○ 事業者を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、食品表示制度を周知します。○ 法令改正や国の政策等食品表示制度に関する情報をメール配信し、事業者のフォローアップを行います。
食品表示講習会の開催	<ul style="list-style-type: none">○ 食品表示を所管する関係機関が、食品の輸入業者、販売者等を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催します。○ 食品表示に関する研修会に講師を派遣します。

取組	概要
適正表示推進者の育成の推進	○ 食品の適正表示推進者育成講習会等を通じ、食品表示の正しい知識を付与し、事業者の中に適正表示推進の核となる人材を育成するとともに、法令改正等のフォローアップを行います。

生産者の取組

取組	概要
生産履歴記帳の推進	○ 農業生産団体は、米や野菜の生産履歴記帳運動を進めていきます。 ○ 牛トレーサビリティ法に基づき、耳標の装着、管理を行い、牛の個体管理の徹底を図ります。
食品表示に関する知識の習得	○ 食品関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、新しい食品表示制度を中心とした適正な表示に関する知識を習得します。

事業者の取組

取組	概要
食品表示の自主点検の強化	○ 「食品表示自主点検の日」を設け、食品表示の自主点検を強化します。 ○ 日々の営業活動においては、産地が変更する場合があるので、産地情報を確認し、適正な表示を徹底します。 ○ 食品表示適正化推進月間事業へ参画し、食品表示、品質表示等の確認業務の自主点検を行います。
表示不備による自主回収等の実施	○ 不適切な表示があった場合には、行政機関への報告を行い、速やかに自主回収等の適切な対応を行います。
食品表示に関する知識の習得	○ 食品関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、新しい食品表示制度を中心とした適正な表示に関する知識を習得します。 ○ 育成講習会により適正表示推進者を育成し、フォローアップ講習会により継続して知識を習得します。 ○ 食品適正表示推進者を中心に現地研修や勉強会を行い、適正な食品表示を担う従事者の能力・意識の向上を図ります。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》食品表示講習会の開催数	10回/年
《行政》適正表示推進者の育成数	50人/年

2 食品表示の信頼性の確保

(1) 食品表示に対する監視指導の充実

- 食品表示法，景品表示法，米トレーサビリティ法等に基づく確認調査や監視指導を行い，食品表示の適正化を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 食品衛生法，JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行され，令和2年3月31日に経過措置が終了しました。	○ 新しい食品表示制度を遵守し，正しい表示が行われるよう，生産者，事業者に対する監視指導を実施する必要があります。
○ 本県の食品表示一斉点検では，点検を実施した量販店の3割以上で表示に関する指導を受けています。	○ 事業者が，法令を遵守し，食品表示の自主点検をさらに強化することが必要です。 ○ 食品表示を所管する行政機関が連携した食品表示調査を行うとともに，違法行為に対しては，厳正に対処する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品表示の適正化に向けた産地情報伝達等の確認調査	○ 農畜水産物を生産し，販売する者を対象に，食品の名称・原産地等食品表示の確認調査を実施します。 ○ 農畜水産物を生産し，加工販売する者を対象に，原料原産地等食品表示の確認調査を実施します。
食品表示の適正化に向けた原料原産地等の確認調査	○ 製造・加工業者及び仲卸業者を対象に，原料原産地等の確認調査を実施します。 ○ 小売店舗における食品の名称・原産地等食品表示の確認調査を実施します。
米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の確認調査	○ 米，米加工品を取り扱う生産者を対象に，取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査を実施します。 ○ 米，米加工品を取り扱う事業者を対象に，米トレーサビリティ法に基づく取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査を実施します。 ○ 米・米加工品を取り扱う小売店，外食事業者を対象に産地情報の真正性について調査を実施します。

取組	概要
牛トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の推進	○ 消費者に産地情報が適切に伝わるよう畜産農家に対して耳標管理の指導を行います。
景品表示法に基づく指導	○ 適正表示についての事業者指導を実施します。
食品表示適正化推進月間の実施	○ 多種多様な食品が流通する12月を「食品表示適正化推進月間」と定め、表示を所管する関係機関が連携して、食品表示の一斉監視等を行います。
食品偽装表示対策チームによる調査	○ 食品表示を所管する行政機関が連携し、食品偽装表示対策チームによる適正な食品表示調査を行うとともに、意図的な違法行為に対しては、警察組織と連携して厳正に対処します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100% (各年度の監視対象100%以上の件数以上)
《行政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	3件/年
《行政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50施設/年

食品の適正表示推進者制度のリーフレット

食品の適正表示推進者制度

食品の適正表示推進者制度の概要

広島県では、食品事業者が食品表示を正しく行うための支援を行い、自主管理を推進するため、適正な食品表示を推進する核となる人材（食品の適正表示推進者）を育成しています。適正表示推進者を中心とした自主管理により、県民の食品表示に対する信頼を確保します。

食品の適正表示推進者とは

適正表示の推進に向けて、中心的な役割を担います。

- ① 取り扱う食品の表示をチェックします。
- ② 他の従業員へ適正表示を啓発します。
- ③ 表示に関する最新情報を収集します。
- ④ 表示内容を消費者へ分かりやすく説明します。
- ⑤ 適正表示を推進する行政施策に協力します。

食品の適正表示推進者になるには…

① 広島県又は広島県が指定する団体が開催する「食品の適正表示推進者育成講習会」を受講します。講習会の内容は、次の法令で定める表示の基準や規定等となります。

法律等の名称	表示の主旨	表示事項
食品表示法	【衛生事項】 飲食による衛生上の 危害発生の防止	名称、アレルギー、食品添加物、保存方法、消費期限または賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、遺伝子組換え など
	【品質事項】 消費者の商品選択に 資するための情報提供	名称、原材料名、原料原産地名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え など
健康増進法	【保健事項】 栄養の改善及び健康の 増進	栄養成分の量及び熱量、栄養機能食品、機能性表示食品に関する事項 など
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	健康の保持増進効果に係る誇大表示の禁止	—
	虚偽、誇大な表示の禁止	—

② 受講者に、「食品の適正表示推進者証」が交付されます。
※ 希望者には、随時、食品表示に関する最新情報が電子メールで配信されます。

③ 食品の適正表示推進者として、それぞれの施設で日常管理に努めます。

④ フォローアップ講習会の受講により、最新の情報を得ることができます。

食品表示の監視



(2) 食品表示活用の啓発

- 消費者がより一層安心して食品を購入できるよう、食品表示制度に関する広報を実施し、食品表示に関する知識の習得及び食品の購入時の活用を推進します。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示は、複雑で分かりにくい状況にあります。 ○ 消費者が商品を購入する際に、知識不足により、食品表示を十分に活用できていない状況にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者が食品表示制度を理解できるよう基本的な情報をわかりやすく提供するとともに、食品表示について、学ぶ機会を広く提供する必要があります。

行政の取組

取組	概要
消費者への食品表示制度の広報	○ 食品表示に関するわかりやすい資料を作成し、ホームページ等に掲載します。
食品表示に関する相談対応	○ 食品表示に関する疑問等の相談に対応します。

事業者の取組

取組	概要
消費者への相談対応	○ 消費者からの食品表示に関する相談や問合せには、誠実に対応します。

消費者の取組

取組	概要
食品表示に関する知識の向上及び実践	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、食品表示、品質表示に関する知識を習得します。 ○ 食品の購入、保存、調理等を行うときには、食品表示を確認し、適切に取り扱います。
店頭での表示確認	○ 食品表示ウォッチャー制度を活用し、行政と連携して、店頭での表示の確認等を行います。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000件/年

リスクコミュニケーション

目指す姿(5年後)

行政が中心となって食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進し、生産者・事業者、消費者との相互理解を深める場が提供できており、流通する食品に対する消費者の不安意識が軽減できるようになってきています。

社会情勢


- 消費者の食品への安心感の向上のためには、消費者が、生産者、事業者等とリスクやその対策についての情報を共有し、双方向の意見交換を通じながら、適切に対応する能力を身に付ける必要があります。
- 生産者や事業者は、自らの取組等について情報提供するとともに、体験型イベント等において、消費者と双方向の意見交換を行い、理解を得ることも必要となっています。
- 近年、食物アレルギー疾患を持つ子どもの割合が増加しており、外食や中食においてアレルギー物質を含む食品の情報提供が求められています。食物アレルギーへの対応が誤った判断で行われると、命が危険にさらされることもありますので、消費者のニーズに応じ、必要な情報を提供することが課題となっています。
- また、子育て世代ではインターネット等の利用が増えている一方で、高齢者では、新聞や広報誌等の紙面での情報提供が利用されており、伝達方法を工夫することにより、効果的な情報発信が可能になると考えます。
- これらを踏まえ、行政が中心となり、生産者及び事業者と連携を図りながら、食品のリスクだけでなく、食品の安全に関する情報をわかりやすく、積極的に提供するとともに、消費者が食品の安全について正しく理解し、考えることができる環境づくりを進めます。
- 食品のリスク面だけでなく、摂取した場合の利益面に関しても周知していくことも必要になっています。
- 近年のインターネット及び、SNSの発達・普及により、手軽に多くの情報を入手することが可能となり、また、誰でも自由に情報を発信することができることから、中には信頼性に疑わしい情報が見受けられる状態となっており、正しい情報が入手できる環境整備が求められています。
- ゲノム編集技術応用食品などの食品に関する新しい情報は継続して出ており、消費者の不安は尽きないことから、情報発信の重要性が高まっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業者や消費者の不安意識が広がっており、対策が求められています。

数値目標

目標	現状 令和元年度	目標 令和7年度
食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10%以下

新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の宣言書

**新型コロナウイルス感染症対策
取組宣言店**



(宣言番号:2000001)

店舗名:広島商店

宣言日:令和2年〇月〇日 対策責任者:県庁 一郎

当店は、次の記の取組を実施いたします。

飛沫感染リスク低減策

- 発熱、倦怠感、咳のある従業員は出勤しません
- 感染予防の取組みを公表します
- 接客を予防します
- 行列の回避を確保します
- 従業員はマスクを着用します
- お客様同士の距離を保ちます
- 飛沫の飛散を防ぎます
- 換気に努めます
- 3密(密閉・密集・密接)空間の利用を制限します
- 大声での会話を予防します
- 顧客に咳エチケットを呼びかけます
- 顧客の大声での会話をしないよう呼びかけます
- 感染リスクの高い人が安心して利用できる環境を整えます

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応


- お客様へ連絡します
- 自主的に施設名を公表します
- 保健所が行う積極的疫学調査へ協力します

接触感染リスク低減策

- お客様が石鹸液で手を洗える、手指消毒できる環境を整えます
- 複数人が触れる物品を減らします
- キャッシュレス決済やコンタクトレスの使用を誘導します
- お客様が入れ替わるときに清掃、消毒を実施します
- 定期的にドアノブなどをアルコール消毒します
- お客様へのサービス提供までの待ち時間を短くします
- 接触の少ないサービスの提供方法を導入します
- 対面しなくてもサービスを受けられるよう環境を整えます
- お客様へ手洗い、手指消毒の徹底を呼びかけます

施設独自の対策

-
-
-
-



広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の詳細は、こちらをご覧ください。

広島積極ガード店のステッカー

広島県

広島積極ガード店

☆☆☆

当店は、お客様に安心してご利用いただくため、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の項目にある

全ての感染予防対策に取り組んでいます。




詳しくはこちらから

1 リスクコミュニケーションの推進

(1) 食品の安全性に関する情報発信の充実

- 農畜水産物の安全・安心の総合的な理解を図るため、農畜水産物のリスクやその対策の情報共有を推進します。
- 食品の安全に関する正しい知識を普及し、食品の安全・安心の総合的な理解を図るため、食品のリスクやその対策の情報共有を推進します。
- 食品の安全性に関する新しい情報が出てきた場合には、速やかに分かりやすく発信します。
- 食物アレルギーについて理解を深め、食物アレルギーを持つ子どもなどへの適切な対応を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 近年、県内の産直市は大規模化し、多くの消費者が利用しています。	○ 生産者と消費者とが直接的に情報共有や意見交換ができる場として、産直市を有効に活用する必要があります。
○ 食品のリスクと消費者が感じるリスクとの乖離や食品の安全性への誤った思い込みも存在しています。	○ 食品の安全・安心に関する正しい情報をわかりやすく提供する必要があります。
○ 近年、食中毒件数は減少しているものの、いつでも発生する危険性があります。	○ 食中毒警報を発令し、消費者等に食中毒予防を注意喚起する必要があります。
○ 食中毒等が発生した場合、速やかに情報収集できていない現状があります。	○ 事業者や消費者に対して、食中毒等の情報を提供する必要があります。
○ 食品のリスクに対する科学的な知見が深まり、安全性の確保の必要性が進む一方、今まで認知されていなかったリスクも顕在化しています。	○ 体験型イベント等において、生産者、消費者等がリスクやその対策についての情報を共有し、双方向の意見交換を行い、相互理解の促進を図る必要があります。
○ 近年、食物アレルギー疾患を持つ子どもの割合が増加しており、外食や中食においてアレルギー物質を含む食品の情報提供が求められています。	○ 食物アレルギーへの誤った判断による対応で著しい健康被害を生じることもあるため、必要な情報提供を実施する必要があります。
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業者や消費者の不安意識が広がっています。	○ 事業者が実施している新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながる取組を推進し、その取組を消費者に対して周知する必要があります。

行政の取組

取組	概要
情報収集・発信ツールの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者団体が、事業者の食品の安全・安心等に関する情報を一元的に収集するためのツール確立を支援します。 ○ 子育て支援施策と連携し、「イクちゃんネット」を活用した情報発信を行います。
電子媒体等による情報提供の実施	○ 県ホームページや県公式 Facebook 等のインターネット環境を利用し、生産者・事業者、消費者に対して、食品の安全に関する情報を分かりやすく提供します。
食中毒警報発令事業の実施	○ 細菌性の食中毒が発生しやすい気象条件となった場合に食中毒警報を発令し、マスコミや市への資料提供等を通じ、消費者等に食中毒予防を注意喚起します。
食中毒情報等の提供	○ 広報紙、ホームページ等、各種媒体を活用した情報提供を行います。なお、関係市町等へも情報提供を行います。
食中毒事例や苦情事例の情報提供	○ 参考となる食中毒事例や苦情事例をホームページ等で情報提供します。
食物アレルギーへの対応支援	○ 食物アレルギーに関する研修会を開催します。
新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進	○ 感染予防対策を見える化させる取組として「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「広島積極ガード店」のシステムを構築し、事業者の感染予防対策の取組を推進するとともに、消費者の不安意識を取り除きます。

生産者の取組

取組	概要
産地からの情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産直市ホームページを充実し、県内産農畜産物の生産に関する情報を消費者に直接発信します。 ○ 産直市のイベント等を通じて、県内産農畜水産物の安全・安心をPRします。

事業者の取組

取組	概要
消費者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者からの問合せに丁寧に対応できるよう、お客様相談窓口や専任担当者の配置等に努めます。 ○ ホームページやチラシ等を活用して、食品の安全に関する情報提供を行います。

取組	概要
情報収集・提供システムの確立及び情報提供協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者団体は、事業者の食品の安全・安心等に関する情報を一元的に収集するためのツールを確立します。 ○ 事業者は、事業者団体の確立した情報収集・提供システムに協力し、食品の安全に関する情報の提供に努めます。
食物アレルギーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会等に参加し、食物アレルギーに関する知識を習得します。
新型コロナウイルス感染症の予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染予防対策を見える化させる取組として「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「広島積極ガード店」の登録を行い、施設に宣言書やステッカーを掲示します。

消費者の取組

取組	概要
積極的な情報収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性に関する疑義照会がある場合、お客様相談窓口を活用します。 ○ 積極的に事業者や行政のホームページを確認し、食品の安全に関する情報の入手に努めます。
新型コロナウイルス感染症の予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書や「広島積極ガード店」ステッカーを確認し、施設で実施する感染対策に協力します。
食物アレルギーへの理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギーについて理解を深め、食物アレルギーを持つ子どもなどへの適切な対応を推進します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》電子媒体等を活用した情報発信の実施回数	50回/年
《行政》飲食店等の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」実施件数（累計）	(R3.1月時点) 10,561件 ⇒ (R7) 15,000件
《行政》飲食店等の「広島積極ガード店」実施件数（累計）	(R3.1月時点) 6,221件 ⇒ (R7) 10,000件

食中毒警報発令事業



(2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進

- 生産者・事業者、消費者及び行政など関係者全員で食品の安全・安心に関する情報交換を行い、相互理解を促進します。
- 食品の安全・安心の総合的な理解を図るため、食品のリスクやその対策の情報共有を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 食品のリスクに対する科学的な知見が深まり、安全性の確保に必要性が進む一方、今まで認知されていなかったリスクも顕在化しています。	○ 体験型イベント等において、事業者、消費者等がリスクやその対策についての情報を共有し、双方向の意見交換を行い、相互理解の促進を図る必要があります。
○ 食品のリスクと消費者が感じるリスクとの乖離や食品の安全性への思い込みも存在しています。	○ 食品の安全・安心に関する正しい情報をわかりやすく提供する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品のリスクに対する総合的な理解の推進	○ 生産者、事業者及び消費者の間で情報や意識の共有を図るとともに、生産から製造・加工、調理、流通、消費に至る食品のリスクの総合的な理解を深めるため、講演会や意見交換会等を通じてリスクコミュニケーションを推進します。
関係者のニーズの把握	○ 意見交換会等の開催に合わせてアンケート調査を行い、生産者、事業者及び消費者が抱える食品の安全・安心確保に関する課題を把握し、行政の取組に反映します。

生産者の取組

取組	概要
食品のリスクに対する総合的な理解	○ 食品のリスクとその対策について情報共有を図り、生産から製造・加工、調理、流通、消費に至る食品のリスクに対する総合的な理解に努めます。 ○ 消費者を対象として、生産現場の見学等を開催します。

事業者の取組

取組	概要
食品のリスクに対する総合的な理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品のリスクとその対策について情報共有を図り、生産から製造・加工、調理、流通、消費に至る食品のリスクに対する総合的な理解に努めます。 ○ 消費者を対象として、製造施設の見学等を開催します。

消費者の取組

取組	概要
食品のリスクに対する総合的な理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品のリスクとその対策について情報共有を図り、生産から製造・加工、調理、流通、消費に至る食品のリスクに対する総合的な理解に努めます。
リスクコミュニケーションへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体や行政、食品事業者等が開催するリスクコミュニケーションに積極的に参加します。 ○ パブリックコメント等の機会を活用し、食品の安全・安心について意見を発信します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》意見交換会の開催数	20回/年
《行政》食品安全推進協議会の開催数	2回/年
《行政》パブリックコメントの実施回数	4回/年

食品のリスクに対する総合的な理解に関する取組



(3) 消費者への正しい知識の普及

- 食品を安心して食べるためには、消費者が食品の安全に対する正しい知識を身に付ける必要があります。消費者が知識を習得できる場を提供します。
- 食中毒は家庭等でも発生しており、また、近年では消費者が調理した料理等を提供するイベントが増えています。食中毒予防は、食品営業施設のHACCPの考え方と基本的には同じです。
- 家庭や地域における食品の安全を確保するため、消費者一人ひとりの食中毒に関する正しい知識の習得と実践を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 家庭が原因と思われる食中毒が発生しています。	○ 食中毒についての知識を深め、家庭における食中毒予防の6つのポイントの普及を図る必要があります。
○ お祭り、学園祭、地域住民が開催するイベントなどでの食品の提供における○157など大規模な食中毒の発生が懸念されています。	○ 多くの消費者が参加するイベントでは、食中毒が発生すると被害が大規模となりますので、食中毒予防を徹底する必要があります。
○ HACCP、GAPの考え方が消費者に普及しておらず、必要性が理解されていません。	○ HACCP、GAPの考え方や必要性について理解し、事業者の取組を活発にすることが必要です。

行政の取組

取組	概要
食品衛生に関する知識の普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ HACCP、GAPの考え方や食中毒予防、食品添加物等の安全に関して、講習会、出前講座、子ども手洗い教室等の開催、または、ホームページやSNS、広報誌等により、消費者の食品衛生に関する知識を普及啓発します。 ○ 食品衛生に関する教育用DVD等の貸出を実施します。
臨時出店相談における食品衛生知識の普及・啓発の実施	○ お祭りやイベント等に係る臨時出店の相談等において、食中毒予防に関する知識の普及啓発を行います。

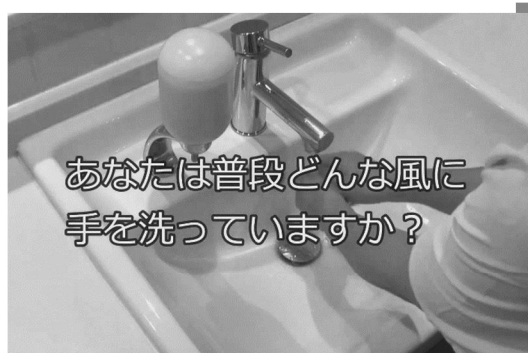
消費者の取組

取組	概要
食品衛生に関する知識の習得	○ HACCP, GAPの考え方や食中毒予防, 食品添加物等の安全に関して, 講習会, 出前講座, 子ども手洗い教室等への参加, または, 行政の広報を積極的に確認し, 食品衛生に関する知識の習得に努めます。
地域や家庭等における食中毒予防の実践	○ お祭り, 学園祭, 地域住民が開催するイベントや家庭における食中毒予防に取り組みます。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》消費者を対象とした講習会等の開催数	20回/年
《行政》消費者向けの食品安全情報の提供回数	40回/年

衛生的な手洗い



できていますか? **衛生的な手洗い**

- 1 流水で手を洗う
- 2 洗浄剤を手に取る
両手を洗うのに十分な量の洗浄剤を取りましょう
- 3 手のひら、指の腹面を洗う
- 4 手の甲、指の背を洗う
- 5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う
- 6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
- 7 指先を洗う
- 8 手首を洗う(内側・側面・外側)
- 9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す
- 10 手をふき乾燥させる
- 11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!
2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

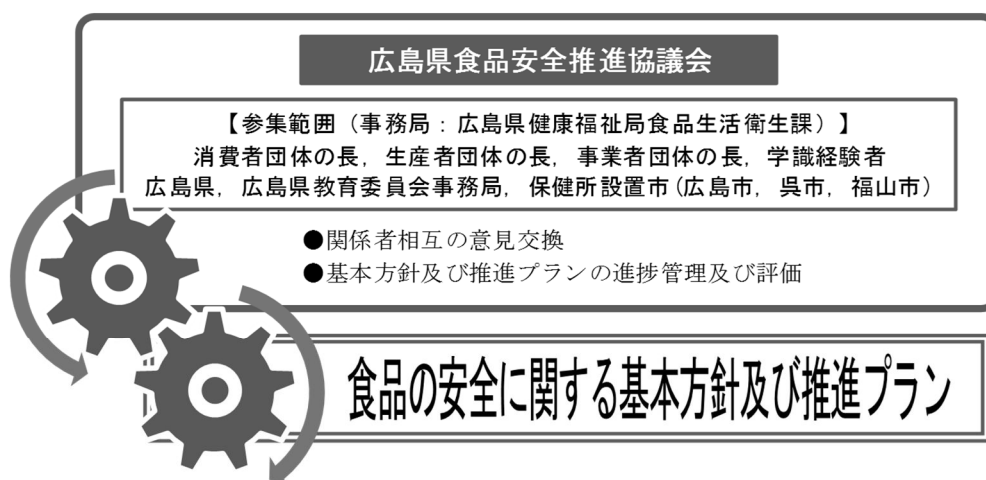
©公益社団法人日本食品衛生協会

第3章 推進体制

I 食品安全推進協議会

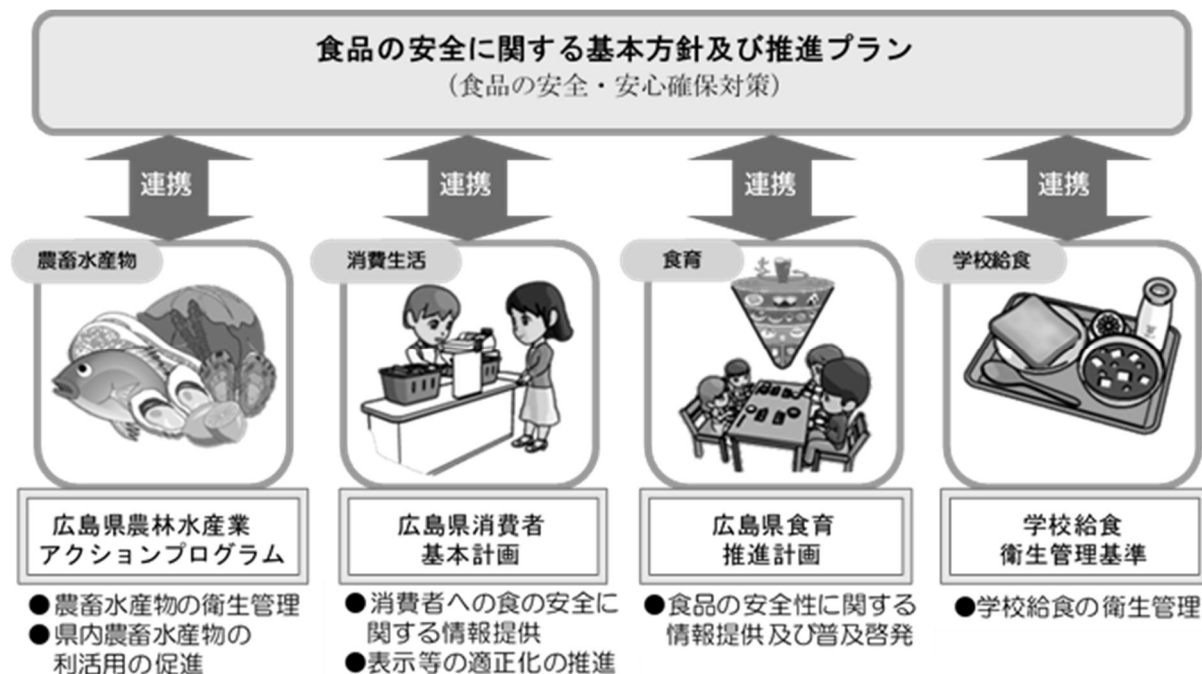
あるべき姿を実現するためには、第2章の推進プランに掲げる取組を、生産者、事業者、消費者及び行政が、主体的に役割を果たしながら互いに協働して取り組むことが重要です。

そのため、生産者・事業者・消費者関係団体及び行政並びに学識経験者が一堂に会する広島県食品安全推進協議会を定期的を開催し、食品の安全に関するさまざまな問題について意見交換し、基本方針及び推進プランの進捗管理や目標達成状況の評価を行い、それぞれの取組に反映させ、食品の安全・安心の確保を着実に進めます。



Ⅱ 県関係施策との連携

本推進プランでは、農畜水産物の衛生管理や消費生活、食育など県の重点的な施策のうち、本推進プランに関連が高い取組について、緊密に連携して推進することにより食品の安全・安心の向上を図ります。



Ⅲ 他の自治体との連携

中国地区、瀬戸内沿岸関係府県市等と定期的に情報交換を図ります。

また、大規模な食中毒の発生時、広域流通食品等に係る違反事案の発見時、有害物質に汚染された食品の流通等の判明時等には、関係自治体と連携して速やかに対策を講じ、被害及び流通の拡大防止を図ります。

Ⅳ 国との連携

厚生労働省中国四国厚生局及び広島検疫所と定期的に輸入食品等の情報交換を図ります。

また、大規模な食中毒の発生時、食品事故による重篤な患者の発生時、化学物質に起因した健康被害の発生時、輸入食品に係る違反発見時等には、厚生労働省に通報するとともに、連携して必要な対策を講じ、被害及び流通の拡大防止を図ります。

食品表示に係る違反発見時等には、必要に応じて消費者庁又は農林水産省地域センターに報告し、連携して必要な対策を講じます。

Ⅴ 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化、施策に対する評価等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



參考資料

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
領域Ⅰ 安全な食品の提供		
衛生管理		
1 生産段階での安全確保		
(1) 安全な農産物の生産		
農産物の生産・流通システムの工程管理の推進	○「農業生産工程管理（GAP）」の導入推進	県農業技術課
環境にやさしい農業の推進	○「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証制度の推進 ○エコファーマー認定制度の推進 ○有機農業の推進	県農業技術課
農業用生産資材の安全性の確保と適正使用の推進	○農薬の危害防止運動の実施 ○ホームページによる安全で効果的な病害虫の防除法や農薬に関する情報提供の実施 ○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録や届出の指導	県農業技術課
	○農薬取締法事務担当者会議の開催 ○農薬の販売者・使用者への立入検査の実施	県農業技術課 県薬務課
生産環境保全対策の推進	○大気、水質及び土壌の環境モニタリングの実施	県環境保全課
(2) 安全な畜産物の生産		
安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等	○検査対象の死亡牛全頭のBSE検査の実施 ○鳥インフルエンザ浸潤状況調査の実施 ○畜産経営農家・獣医師等への医薬品使用実態調査・指導の実施 ○薬剤耐性菌の発現状況調査の実施 ○有害な飼料の使用禁止の周知及び遵守指導の実施 ○販売業者等への飼料安全法の講習会の開催 ○畜産農家への飼料適正使用の巡回指導	県畜産課
(3) 安全な水産物の生産		
水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策	○水産用ワクチンの普及、魚類養殖での養殖密度適正化・医薬品抑制の推進 ○かき養殖での漁場環境改善、衛生的なかき出荷の普及啓発	県水産課
漁場環境の監視及び指導	○有害プランクトンの発生状況調査の実施 ○貝類の毒化状況検査の実施	県食品生活衛生課 県水産課
2 製造・加工・流通段階での安全確保		
(1) 自主衛生管理の推進		
HACCP定着のための支援	○生産者、事業者に対する講習会等の実施 ○HACCPのマニュアル作成等に対する相談対応の実施 ○ホームページ等を活用したHACCPに関する情報提供の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
自主衛生管理の促進	○食品衛生講習会の実施等による自主衛生管理への支援	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
広島県食品自主衛生管理認証制度の普及	○県独自の食品自主衛生管理認証制度の普及	県食品生活衛生課
事業者の食品の衛生管理の核となる人材の育成	○食品の安全に関する講習会、出前講座等の開催 ○食品衛生推進員及び食品衛生指導員の育成	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
給食従事者等の核となる人材の育成	○給食従事者等を対象とした食品衛生に関する研修の実施	県食品生活衛生課 県教育委員会豊かな心と身体育成課 広島市 呉市 福山市
(2) 監視指導体制の強化		
監視指導の実施	○食品営業施設の監視指導の実施 ○夏期食品一斉監視の実施 ○年末食品一斉監視の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食中毒予防月間、ノロウイルス食中毒予防強化期間の実施	○食中毒予防月間事業の実施 ○ノロウイルス食中毒予防強化期間の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
H A C C P 定着の確認	○監視指導時に管理記録等の確認を実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
事業者を指導する保健所職員の育成	○新任食品衛生監視員に対する研修会の実施 ○保健所の食品衛生監視員を参集した会議の開催	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
(3) 食品検査体制の充実		
規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施	○食品中の食品添加物、食中毒菌・ウイルス、食品の規格基準の適合状況等の確認検査の実施 ○遺伝子組換え食品の定性・定量検査、アレルギー物質の確認検査の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
と畜検査や食鳥検査、B S E 検査の実施	○と畜検査の実施 ○B S E 検査の実施 ○食鳥検査の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
医薬品類似形態食品実態調査及び試買検査の実施	○医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査の実施	県薬務課
食品の安全に関する調査研究活動の実施	○食品の安全安心を推進する調査研究の実施 ○技術相談や現地指導、技術的課題解決支援事業の実施	県研究開発課
(4) 輸入食品の安全対策の推進		
輸入食品の監視指導の充実強化	○大型量販店の監視指導の実施 ○食品添加物・残留農薬等の収去検査及び苦情等に基づく試験検査の実施 ○広島県輸入食品衛生対策協議会の開催	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
危機管理		
1 危機管理事案の早期収束		
(1) 危機管理体制の整備		
G A P の推進	○G A P の導入推進	県農業技術課
危機管理体制整備の推進	○食中毒対策要綱等の健康危機管理マニュアルの点検、関係者の訓練及び研修の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
危機管理マニュアル作成等の支援	○事業者への食品事故等発生時の危機管理マニュアルの作成支援	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
緊急時の連絡先の作成の支援	○消費者の緊急時の連絡先一覧の作成等支援	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
回収着手報告の制度化の周知	○回収着手報告の制度化の周知を実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
(2) 危機管理対応の徹底		
食品衛生申請等システムによる回収報告の推進	○食品衛生申請等システムの利用を推進、早期のホームページ等による公表の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
健康被害発生時の調査	○原因究明、被害拡大及び再発防止を図るための調査・検査の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
危機管理教育の実施	○生産者、事業者を対象とした危機管理対応に関する講習会の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
領域Ⅱ 安心感の醸成		
食品表示		
1 食品表示の正確な情報伝達		
(1) 適正な食品表示の推進		
食品表示制度の周知	○生産者を対象とした講習会の開催 ○農畜水産物の名称や産地情報の適正な伝達の推進 ○食品表示に関する講習会の開催 ○食品表示制度に関する情報のメール配信	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
食品表示講習会の開催	○食品表示に関する講習会の開催 ○食品表示に関する研修会への講師派遣の実施	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
適正表示推進者の育成の推進	○食品の適正表示推進者育成講習会等の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
2 食品表示の信頼性の確保		
(1) 食品表示に対する監視指導の充実		
食品表示の適正化に向けた産地情報伝達等の確認調査	○農畜水産物を生産し、販売する者を対象に、食品の名称・原産地等食品表示の確認調査の実施 ○農畜水産物を生産し、加工販売する者を対象に、原料原産地等食品表示の確認調査の実施	県農業技術課
食品表示の適正化に向けた原料原産地等の確認調査	○製造・加工業者及び仲卸業者を対象とした原料原産地等の確認調査の実施 ○小売店舗における食品の名称・原産地等食品表示の確認調査の実施	県農業技術課
米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の確認調査	○米、米加工品を取り扱う生産者を対象とした、取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査の実施 ○米、米加工品を取り扱う事業者を対象とした、米トレーサビリティ法に基づく取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査の実施 ○米・米加工品を取り扱う小売店、外食事業者を対象に産地情報の真正性について調査の実施	県農業技術課
牛トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の推進	○畜産農家に対する耳標管理の指導の実施	県畜産課
景品表示法に基づく指導	○飲食店等の事業者指導の実施	県消費生活課
食品表示適正化推進月間の実施	○食品表示の一斉監視等の実施	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
食品偽装表示対策チームによる調査	○食品偽装表示対策チームによる適正な食品表示調査の実施	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
(2) 食品表示活用の啓発		
消費者への食品表示制度の広報	○ホームページ等への掲載	県消費生活課 県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
食品表示に関する相談対応	○食品表示に関する疑問等の相談対応	県消費生活課 県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
リスクコミュニケーション		
1 リスクコミュニケーションの推進		
(1) 食品の安全性に関する情報発信の充実		
情報収集・発信ツールの確立	○事業者向け情報収集・発信ツール確立支援 ○子育て世帯向けの情報発信の実施	県食品生活衛生課 県子供未来応援課 広島市 呉市 福山市
電子媒体等による情報提供の実施	○県ホームページや県公式Facebook等のインターネット環境を利用した情報提供の実施	県食品生活衛生課
食中毒警報発令事業の実施	○食中毒警報を発令し、消費者等に食中毒予防の注意喚起を実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食中毒情報等の提供	○情報提供の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食中毒事例や苦情事例の情報提供	○事業者の参考となる食中毒事例や苦情事例のホームページ等による情報提供の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食物アレルギーへの対応支援	○食物アレルギーに関する研修会の開催	県教育委員会豊かな心と身体育成課
新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進	○「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の推進 ○「広島積極ガード店」の推進	県食品生活衛生課
(2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進		
食品のリスクに対する総合的な理解の推進	○講演会や意見交換会等の開催	県農林水産局関係課 県健康福祉局関係課
関係者のニーズの把握	○意見交換会等におけるアンケート調査の実施	県農林水産局関係課 県健康福祉局関係課
(3) 消費者への正しい知識の普及		
食品衛生に関する知識の普及啓発の強化	○HACCP、GAPの考え方や食中毒予防、食品添加物等の安全に関する講習会等の開催 ○ホームページ、SNSや広報誌等による食品衛生に関する啓発の実施 ○食品衛生に関する教育用DVD等の貸出	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
臨時営業相談における食品衛生知識の普及・啓発の実施	○お祭りやイベント等に係る臨時営業の相談等の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
領域Ⅰ 安全な食品の提供		
衛生管理		
1 生産段階での安全確保		
(1) 安全な農産物の生産		
農産物の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○GAP指導員養成研修 ○JGAP団体指導員研修への参加 ○GAP団体認証取得の支援 ○安心じゃけん生産運動におけるJAでの計画的人材育成を支援 ○広島県「GAP実践の手引き」活用によるGAPの理解促進 	広島県農業協同組合中央会
	<ul style="list-style-type: none"> ○「JGAP」指導員の育成 ○GAP手法導入に向けた研修会等の開催 ○安全な農産物の生産に向けた取組の周知 ○農薬危害防止講習会の受講 ○農薬適正使用アドバイザー資格の取得 ○農薬の安全使用に関するJA職員向け研修会の実施 ○生産者向け講習会の実施 ○ISO及び精米HACCP認証の取得 ○安心！広島ブランド（トレーサビリティ）の取組 ○広島県食品自主衛生管理の更新（全農広島鶏卵） 	全国農業協同組合連合会広島県本部
(2) 安全な畜産物の生産		
家畜伝染病の発生予防	<ul style="list-style-type: none"> ○伝染性下痢等発生時には注意喚起を実施 ○集乳路線変更、消毒等実施 	広島県酪農業協同組合
飼料及び動物用医薬品の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○記帳用チェックシートを配布 ○記帳状況の確認 ○記帳保管指導の実施 	広島県酪農業協同組合
(3) 安全な水産物の生産		
安全で高品質なかきの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○安心できる出荷体制の確立 ○毒化したかきの流通防止 ○自主検査によるモニタリングを実施 ○関係機関と綿密な連携を図り情報共有 	広島県漁業協同組合連合会
2 製造・加工・流通段階での安全確保		
(1) 自主衛生管理の推進		
自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業者に対する広島県自主衛生管理認証事業の推進 ○食品販売業・飲食業者に対する食の安心・安全五つ星事業の推進 	広島県食品衛生協会
	<ul style="list-style-type: none"> ○第三者機関による衛生調査（衛生管理マニュアル作成の確認）の実施 	日本チェーンストア協会中国支部
	<ul style="list-style-type: none"> ○自社衛生管理マニュアルによる日々の衛生管理を推進 	広島県スーパーマーケット協会
	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修（店舗、宅配）、新人研修、年次研修等による衛生教育の継続的な実施 ○定期的に商品検査を実施し、衛生管理レベルの測定と注意喚起の実施 	生協ひろしま
HACCPの定着	<ul style="list-style-type: none"> ○かき生産者におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 	広島県漁業協同組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ○HACCP講習会への参加 ○精米HACCPに沿った衛生管理の実施 	全国農業協同組合連合会広島県本部
	<ul style="list-style-type: none"> ○HACCP講習会への参加促進 	広島県食品衛生協会
	<ul style="list-style-type: none"> ○HACCP講習会への参加 	日本チェーンストア協会中国支部
	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーマーケットにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書に関するセミナーへの参加 ○手引書による社内での情報共有 	広島県スーパーマーケット協会
生乳生産現場における衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○記帳用チェックシートの配布 ○記帳状況の確認 ○記帳保管指導の実施 	広島県酪農業協同組合

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
食品の衛生管理の核となる人材の育成	○食品衛生責任者養成講習会の開催 ○食品衛生責任者実務講習会の開催	広島県食品衛生協会
	○食品衛生責任者講習会への参加 ○食品セミナーへの参加	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品衛生責任者講習会への参加 ○協会のスーパーマーケット検定の受験 ○社内研修の開催	広島県スーパーマーケット協会
	○職員研修（店舗、宅配）、新人研修、年次研修等を開催し、衛生教育の実施	生協ひろしま
危機管理		
1 危機管理事案の早期収束		
(1) 危機管理体制の整備		
GAPの実践	○生産履歴記帳実態調査の実施	広島県農業協同組合中央会
お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築	○全農買取米穀の99%が生産履歴記帳を前提としたJA米として実施 ○野菜について、JA担当者および生産者に対する研修会の実施 ○牛肉システムの継続	全国農業協同組合連合会広島県本部
	○生鮮かき出荷生産履歴の記帳記録の実施	広島県漁業協同組合連合会
	○各社が相談窓口の設置し、情報の共有化を実施 ○危機管理マニュアルの作成	日本チェーンストア協会中国支部
お客様相談室の設置、運営 ○コールセンター未設置の場合、相談受付と原因究明・措置実行の仕組みを整備 ○危機管理マニュアルの更新整備	○お客様相談室の設置、運営 ○コールセンター未設置の場合、相談受付と原因究明・措置実行の仕組みを整備 ○危機管理マニュアルの更新整備	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員サービスセンターの設置 ○宅配では配達時での組合員意見の収集の実施 ○店舗では「あなたの声いかります」での意見の集約の実施 ○商品事故に関して危機管理細則を制定し、運用を規程	生協ひろしま
	○各社が相談窓口の設置し、情報の共有化を実施 ○危機管理マニュアルの作成	日本チェーンストア協会中国支部
苦情の集約・解析体制の構築・強化及び保健所への報告等	○危機管理マニュアルによる対応	広島県スーパーマーケット協会
	○商品クレーム、組合員サービスセンターへの問合せのシステム化 ○問合せ状況の監視の実施	生協ひろしま
	○各社が相談窓口の設置し、情報の共有化を実施 ○危機管理マニュアルの作成	日本チェーンストア協会中国支部
(2) 危機管理対応の徹底		
迅速な自主回収への着手	○自主回収を公表し、速やかに対応	日本チェーンストア協会中国支部
	○自主回収発生時は全店への指示により、短時間での完全回収を実施	広島県スーパーマーケット協会
	○メーカー自主回収の要請に基づき、速やかに実施 ○自主回収の社内連絡も内部統制事務局で把握し、報告	生協ひろしま
従業員教育	○食品衛生講習会への参加	広島県食品衛生協会
	○報告会、勉強会の実施 ○朝礼、ミーティングの実施 ○講習会への参加	日本チェーンストア協会中国支部
	○従業員への危機管理マニュアルの啓蒙教育 ○朝礼での情報共有	広島県スーパーマーケット協会
	○商品事故発生時の対応について危機管理細則で規程	生協ひろしま
異常時の対応	○生協組合員サービスセンターのフリーダイヤルにより、連絡・相談等を実施	広島県消費者団体連絡協議会

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
領域Ⅱ 安心感の醸成		
食品表示		
1 食品表示の正確な情報伝達		
(1) 適正な食品表示の推進		
生産履歴記帳の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安心じゃけん生産運動によるJAでの行動計画作成の支援 ○生産履歴記帳実態調査の実施 	広島県農業協同組合中央会
	<ul style="list-style-type: none"> ○全農買取米穀の99%が生産履歴記帳を前提としたJA米として実施 ○野菜について、JA担当者および生産者に対する研修会の実施 ○牛肉システムの継続 ○生鮮かき出荷生産履歴の記帳記録の実施 	全国農業協同組合連合会広島県本部
食品表示に関する知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示研修会への参加案内 ○食品表示検定の奨励 	広島県農業協同組合中央会
食品表示の自主点検の強化	○食品適正表示調査の実施	広島県食品衛生協会
	○開店前の実施強化、定期的な点検の実施 ○自主点検ルールの定着	日本チェーンストア協会中国支部
	○開店前の食品表示ルールによる点検の実施 ○追加品出し時の点検の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○PB開発商品、産直品については「取り決め事項」として管理し、根拠資料、伝票、帳票等による確認の実施 ○特に管理が必要な原料は産地確認、現地監査の実施 ○NB商品は商品仕様書で点検確認の実施 ○宅配では、カタログについて商品仕様書の確認後、表示基準に基づく表示を実施 ○店舗では、各種法令等を基に自主点検を実施、実施状況を月次で管理	生協ひろしま
表示不備による自主回収等の実施	○不適正表示への即時対応の実施（行政報告、POP、HPでの告知等）	日本チェーンストア協会中国支部
	○表示不備発見時の即時対応の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○メーカー自主回収の要請に基づいた速やかな対応の実施	生協ひろしま
食品表示に関する知識の習得	○食品の適正表示推進者に対するフォローアップ講習会の実施	広島県食品衛生協会
	○食品適正表示推進者の設置 ○研修会への参加、社内勉強会の実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品表示検定の資格制度の推進、資格取得を従業員に推奨 ○食品表示法改正情報の周知	広島県スーパーマーケット協会
	○基礎教育として職員研修の実施 ○法令改正等は機関会議により情報共有	生協ひろしま
2 食品表示の信頼性の確保		
(2) 食品表示活用の啓発		
消費者への相談対応	○食品の適正表示推進者が事業所ごとに対応	広島県食品衛生協会
	○お客様フリーダイヤルの設置 ○専門部署の設置	日本チェーンストア協会中国支部
	○各社HP及び店頭にて対応	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員サービスセンターにて受付、担当部署にて対応	生協ひろしま
食品表示に関する知識の向上及び実践	○「食品ウォッチャー」に取り組む前に、事前学習として食品表示に関する学習説明会の開催 ○コープ委員に対して加工食品表示に関する学習資料、情報提供	広島県消費者団体連絡協議会
	○消費者庁の開催する研修会「食品表示セミナー」への参加	地域女性団体連絡協議会
店頭での表示確認	○「食品ウォッチャー」の取組による表示調査の実施	広島県消費者団体連絡協議会
	○「食品表示ウォッチャー」に協力し、食品表示点検の実施	公益社団法人広島消費者協会

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
リスクコミュニケーション		
1 リスクコミュニケーションの推進		
(1) 食品の安全性に関する情報発信の充実		
産地からの情報発信の充実	○ひろしま産地消推進協議会におけるファンクラブサイトの充実	広島県農業協同組合中央会
	○産直市を活用した産地の情報発信を展開 ○広島市内の量販店を中心に産地消コーナー（「ひろしま菜's」）を展開	全国農業協同組合連合会広島県本部
消費者への情報提供の充実	○「食中毒予防月間」チラシ配布などキャンペーンの実施	広島県食品衛生協会
	○ＨＰ、広報誌、チラシを活用した社内でのリスク対応情報共有の実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品リスク・それ以外のリスク（防災備蓄）の情報提供の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員学習会、広報誌、ホームページ等を利用した情報提供の実施	生協ひろしま
情報収集・提供システムの確立及び情報提供協力	○各社責任部署（顧客サービス部、お客様相談室など）の設置による情報の一元化を実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○中国四国農政局、消費者庁からのリスク情報の提供と社内共有の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員会議、組合員サービスセンター等で収集した情報を専任担当者が整理、組織内で情報共有を実施	生協ひろしま
食物アレルギーへの対応	○可能な限り具体的表示を実施 ○無人試食の中止 ○ばら売りはPOPへの表記の実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品表示法に準拠して実施	広島県スーパーマーケット協会
	○宅配の媒体には義務表示を掲載 ○ホームページでも同様に表示 ○問い合わせがあれば迅速な対応	生協ひろしま
	○表示改訂の学習とあわせた食物アレルギーへの理解の促進 ○商品カタログには義務表示を掲載 ○ホームページでも同様に表示（アレルギー表示等） ○問い合わせがあれば迅速な対応	広島県消費者団体連絡協議会
(2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進		
食品のリスクに対する総合的な理解	○安心じゃけん生産運動によるリスク部門への周知	広島県農業協同組合中央会
	○精米工場の視察受け入れ、生産者交流会の実施	全国農業協同組合連合会広島県本部
	○コンプライアンス委員会の開催 ○月刊コンプライアンスの発行	日本チェーンストア協会中国支部
	○専従者へ食品リスクの各種研修の実施 ○各店舗の食品リスクの事前防止の推進	広島県スーパーマーケット協会
	○「食の安全・安心に関わる総合政策」の制定により、リスクコミュニケーションを継続 ○組合員関連の会議（組合員理事ミーティング、組合員活動推進会議）の開催	生協ひろしま
	○会員生協に対して「食の安全（ゲノム編集技術）に関する学習会の開催 ○学習会、広報誌、ホームページ等を利用した情報提供の推進	広島県消費者団体連絡協議会
リスクコミュニケーションへの参加	○工場見学・産地見学・生産者交流会（米、野菜、畜産、牛乳、加工品等）への参加 ○HACCP制度化にともなう加工品調査の実施	広島県消費者団体連絡協議会
	○工場見学や産地視察交流会（米、野菜、畜産、牛乳、牡蠣、加工品等）を実施し、情報提供と意見交換をとおして意思疎通を図ることによる相互理解	公益社団法人広島消費者協会
(3) 消費者への正しい知識の普及		
食品衛生に関する知識の習得	○行政から発信される食中毒警報を会員へ迅速に通達し、注意喚起の実施 ○コープ委員に対して食中毒の予防、リスクとベネフィットに関する学習資料の情報提供 ○食育に関する学習会の開催	広島県消費者団体連絡協議会
	○研修会への参加により知識を習得 ○研修会を開催し知識を習得 ○行政から提供された食中毒等の情報を会員に周知	公益社団法人広島消費者協会

数値目標及び活動指標一覧

数値目標及び活動指標一覧		
衛生管理	有症者50人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均)	(R1) 2.6件 ⇒ (R7) 2.0件以下
	講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合	(R1) — ⇒ (R7) 70 %以上
	《生産者》GAP認証経営体数 (累計)	(R1) 46 経営体 ⇒ (R7) 156 経営体
	《行政》農薬危害防止講習会の開催数	5回/年
	《行政》死亡牛のBSE検査頭数	検査対象の死亡牛全頭
	《行政》牛飼育農家の立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100 % (各年度の計画農場数以上) ・定点モニタリング (継続) 9 農場 ・強化モニタリング (年1回) 国指針に基づく農場数
	《行政》医薬品販売業立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》医薬品使用実態調査・指導 (牛, 豚, 鶏) 実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数
	《生産者》貝毒安全対策 (貝毒検査検体数)	86 検体/年
	《行政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年
	《行政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	3回/年
	《行政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年
	《行政》貝毒行政検査検体数	216 検体/年
	《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	2件/年
	《行政》HACCP講習会の開催数	10 回/年
	《行政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	100 回/年
	《行政》食品衛生監視指導実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》食品の試験検査検体数	6,600 検体/年
	《行政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭
	《行政》BSE検査頭数	24か月齢以上かつ生体検査時に神経症状等を示す牛全頭
	《行政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽
	《行政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年
	《行政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	1回/年
	《行政》輸入食品の試験検査検体数	450 検体/年
危機管理	回収着手報告書提出までの所要日数 ※ 喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ, Ⅱ, Ⅲに分類されており, クラスⅠ及びⅡを対象とする。また, 事業者が探知してから行政に提出するまでの所要時間とする。	(R1) — ⇒ (R7) 1日以内
	《事業者》危機管理マニュアル整備率	(R1) 49 % ⇒ (R7) 70 %以上
	《事業者》相談窓口の設置率	(R1) 95 % ⇒ (R7) 98 %以上
食品表示	《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	(R1) — ⇒ (R7) 80 %以上
	表示違反(不良)による回収件数 (過去3年平均)	(R1) 18件 ⇒ (R7) 8件以下
	《行政》食品表示講習会の開催数	10 回/年
	《行政》適正表示推進者の育成数	50 人/年
	《行政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	3件/年
	《行政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50 施設/年
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000 件/年	
リスク	食品に関する苦情のうち, 事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	(R1) 21% ⇒ (R7) 10 %以下
	《行政》電子媒体等を活用した情報発信の実施回数	50 回/年
	《行政》飲食店等の「新型コロナウイルス感染症対策組宣言店」実施件数 (累計)	(R3.1月時点) 10,561 件 ⇒ (R7) 15,000 件
	《行政》飲食店等の「広島積極ガード店」実施件数 (累計)	(R3.1月時点) 6,221 件 ⇒ (R7) 10,000 件
	《事業者》意見交換会の開催数	20 回/年
	《行政》食品安全推進協議会の開催数	2回/年
	《行政》パブリックコメントの実施回数	4回/年
	《行政》消費者を対象とした講習会等の開催数	20 回/年
《行政》消費者向けの食品安全情報の提供回数	40 回/年	

は計画の数値目標, 他は活動指標

用語説明集

用語説明 (五十音順)

○アレルギー物質 (食物アレルギー)

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいる。この免疫学的な防御反応とは、体の中に異物 (抗原) が入ってくると、これに対して防衛しようとする働きにより、抗体がつくられるもの。アレルギー体質の人の場合、過敏な反応をして、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされる。

※ アレルギー物質を含む食品の表示 (アレルギー表示)

令和2年11月末現在、アレルギー表示の義務付けられたものが7品目 (えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)、指導により表示を推奨されたものが21品目 (アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン) ある。

○遺伝子組換え食品

「組換えDNA技術」を利用してつくった農作物や微生物を使った食品のこと。

令和2年8月28日現在で、厚生労働省が安全性を審査したものとしては、トウモロコシ、ジャガイモ等の農作物が323品種、キモシン、 α -アミラーゼ等の食品添加物が47品目ある。

○牛トレーサビリティ法

正式には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という。

牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とした法律。

畜産農家に対しては、牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標の装着を、と畜者、販売業者並びに特定料理提供業者に対しては、個体識別番号等の表示を義務付けている。

○貝毒

カキ、アサリ、ムラサキイガイなどの二枚貝が持つ自然毒のことで、食中毒の原因となることがある。

二枚貝はプランクトンを餌としており、これらのプランクトンの中には麻痺や下痢を引き起こす毒を持つものがある。このような有毒プランクトンが発生すると二枚貝はこの毒を蓄積して毒化する。代表的な貝毒には「麻痺性貝毒」や「下痢性貝毒」がある。

○景品表示法

正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」という。

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。過大な景品の提供や、商品・役務の取引に関連する不当な表示を規制している。

○ゲノム編集技術応用食品

ゲノム編集技術では、特定の塩基配列を認識する酵素を細胞の中で働かせ、その塩基配列上の特定部位の切断を行ったのち、生物のDNAの持つ修復機構が働き、DNA配列の変化が起こる。この技術を用いて得られた食品。

○健康増進法

国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民健康の向上を図ることを目的とする法律。この中で食品として販売する物に関する広告や表示について「健康保持増進効果等」について誇大表示の禁止を規定している。

○広域連携協議会

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、食品衛生法に基づき各地方厚生局ブロックに、設置され、国と関係自治体との情報の共有により、効果的な原因調査、適切な情報発信等を行う。

なお、広島県は中国四国広域連携協議会の構成員となる。

○抗菌物質、合成抗菌剤

微生物の発育を抑える物質のことで、家畜の飼育や魚の養殖等の生産現場において、感染症の治療や予防のために使用されている。微生物等からつくられる「抗菌物質」と化学的に合成された「合成抗菌剤」がある。

○米トレーサビリティ法

正式には、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」という。

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とした法律。

米穀事業者に対して、米穀等を取引時の入荷・出荷記録の作成・保存及び事業者間及び一般消費者への米穀の産地、米加工食品の原料米の産地伝達を義務付けている。

○3分の1ルール

例えば、製造日から賞味期限までの期間が6か月の場合、①食品メーカー・卸から小売店までの納入までを2か月（納品期限）、②小売店から消費者に販売するまでを2か月（販売期限）、③消費者の購入から賞味期限までを2か月、というように製造日から賞味期限までの期間を3分の1ずつ区切ることにより、2か月を超えて納品できなかつたものは、賞味期限までに多くの日数を残すにも関わらず、廃棄となる可能性が高まること。

○残留農薬

農作物等の栽培または保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬またはその代謝物をいう。食品衛生法の改正により、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品を規制するポジティブリスト制度が導入されている。

○収去

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に保健所等の食品衛生監視員が立ち入り、試験検査をするために必要最小限の食品等は無償で持ち帰ること。

○飼料安全法

正式には、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」という。この法律では、牛、豚、鶏、うずら、みつばち及び養殖水産物（ぶり、まだい、ぎんざけ、食用ごい、うなぎ、にじます、あゆ）が、栄養を補給する食物を飼料と呼んでいる。飼料や飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るための法律。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。食育基本法及び広島県食育基本条例に基づく広島県食育推進計画により推進している。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づく監視員で、主に保健所で食品関係施設の監視指導、試験に必要な食品等の収去及び食品衛生上の教育などの業務を行っている。

○食品衛生管理者

食品衛生管理者は、食品を製造する工程で、特に衛生上の管理が必要とされている食品（食肉製品、乳製品、食用油脂等）を製造する営業施設に、食品衛生法で設置が義務づけられている。

○食品衛生機動班監視

広域流通食品製造施設等への重点監視を行うため、複数の保健所の食品衛生監視員でチームを編成して監視を行う。

○食品衛生推進員

食品衛生に関する幅広い知識等を有する者に知事が委嘱し、食品衛生の向上に関する自主的な活動を行う。

○食品衛生責任者

食品衛生責任者は、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（平成12年広島県条例第11号）で、営業施設へ設置を義務づけている。責任者は当該施設の衛生管理に当たるものとされている。

○食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律。一般的にいう飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装や、おもちゃ及び洗浄剤等も対象としている。食品等の規格基準、表示、検査制度及び営業許可等について規制している。

○食品供給行程（フードチェーン）

農畜水産物の生産から、食品の販売に至る一連の食品供給の行程をいう。

○食品添加物

食品の製造の過程において、または食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるもので、着色料、保存料等がある。令和2年6月18日現在、指定添加物として466品目、既存添加物として357品目の使用が認められている。

○食品等事業者

食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う事業者や集団給食施設等の設置者をいう。

○食品の適正表示推進者

県内の食品等事業者及びその従事者を対象として、広島県食品表示対策連絡会等が開催する適正表示推進者育成講習会を受講した者。適正表示を推進するため、取り扱う食品表示のチェック、従事者教育のリーダー、情報収集、消費者への適切な説明及び行政施策への協力等を行う。

○食品表示ウォッチャー制度

県内の消費者団体が、日頃の購買活動を通じて得た「食品表示問題」に関連する情報を行政に提供する制度。

○食品表示法

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化した法律で、平成27年4月1日に施行された。なお、加工食品については、令和2年3月31日に経過措置が終了し、平成29年9月1日より施行された新たな原料原産地表示は、令和4年3月31日まで経過措置期間が設けられている。

○新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店

新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式が求められている中、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において自主的に実施している感染症予防策を県民に分かりやすく伝えることを目的とした制度。

○ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を指す。ダイオキシン類は多くの異性体があり、毒性が異なるため、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した毒性当量（TEQ）で表される。人が多量に摂取した場合、発ガン性があるとされており、ごみの焼却のほか、様々な発生源から副生成物として発生する。

○地産地消

地域生産・地域消費の略語。「地域で生産した農林水産物を、地域で消費する」という意味で使われている。消費者と生産者の相互理解を深める取組として、全国的な広がりを見せている。

○動物用医薬品

薬事法において、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品。牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療または予防などに使われる。食品衛生法の改正により、残留基準が設定されていない動物用医薬品等が一定量以上含まれる食品を規制するポジティブリスト制度が導入された。

○登録検査機関

食品衛生法に基づき、一定の要件を備え厚生労働大臣の登録を受けた民間の食品衛生検査機関。同法に基づき、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、収去した食品等の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができることとされている。

○特定部位

牛海綿状脳症対策特別措置法の規定により、と畜場において設置者等が除去及び焼却することにより衛生上支障のないよう処理することが義務づけられている部位のことで、30か月齢以下の牛については、扁桃及び回腸遠位部（小腸の末端部分を指し、盲腸との接続部分から2メートルまでの部位）、30か月齢超の牛については、頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部をいう。

また、牛のせき柱については、国内では、30か月齢超の牛について、除去されている。

○トレーサビリティ

英語の「トレース」（足跡を追う）と、「アビリティー」（できること）を合わせた言葉で、「追跡可能性」と訳されている。つまり、食品の流通及び製造・加工の各段階から生産現場まで原材料の出所や食品の製造元、販売先などの情報がさかのぼれること。

○農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律。

農薬の登録、製造・輸入・販売・使用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定している。

○肥料取締法

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格や施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

肥料の登録、施用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定している。

○広島積極ガード店

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」については店舗ごとに感染症予防策の取組内容に強弱があるが、「広島積極ガード店」は、業界の定めるガイドライン遵守や感染者発生時の行政への積極的な協力など、自主的ではあるが、一定の水準をクリアした店舗を県民に周知する制度。

○広島県食品自主衛生管理認証制度

食品事業者の日々の衛生管理の取組を積極的に評価し、衛生管理水準の向上を図るとともに、県民へより安全性の高い食品を提供するために、HACCPの考え方に基づく一定水準以上の食品衛生管理を行っている施設を認証するもの。

○モニタリング検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な検査。

○有害化学物質

わが国には化学物質が約5万種あるといわれているが、これらのうち人の健康や生態系に悪影響を及ぼす化学物質を総称して有害化学物質という。

○リスクコミュニケーション

食品の「リスク評価」及び「リスク管理」について、消費者、生産者、事業者、学識経験者及び行政機関が、相互に意見交換するなど、社会的合意形成の道筋を探るために行う双方向的コミュニケーション。

○BSE

「牛海綿状脳症」の略称で、細菌やウイルスではなく、牛に存在するプリオン蛋白が異常化し、神経系の組織を破壊する病気である。

○OBSE検査

24か月齢以上の牛のうち、生体検査において原因不明の神経症状又は全身症状を示し、疾病鑑別の観点から検査が必要である（BSEである可能性を排除できない）場合に実施する検査。

○OGAP（農業生産工程管理）

農業において、ほ場の適切な管理や労働事故防止、食の安全対策等の実施など、安定的な経営を可能とする取組の一つ。

○OGLP（食品検査の業務管理）

食品等の試験検査の信頼性を確保するために、業務管理について具体的な事項を定め実施すること。検査部門に責任者を置き、施設・試験検査業務等の管理を行うとともに、検査部門から独立した信頼性確保部門に責任者を配置して内部点検や外部精度管理等を行う。

○OHACCP

米国のNASAが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムで、原材料入荷から製品出荷までの各工程で、あらかじめ危害を予測、危害防止に繋がる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、異常が認められたら速やかに対処する食品衛生管理手法。

○JAS法

正式には、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という。

農林物資の品質の改善、生産の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めた「JAS規格制度」、一般消費者の商品選択に役立てるために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務づける「品質表示基準制度」からなる。

○OSDGs

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の変遷

平成 13 年

- 2 月 広島県生活協同組合連合会, 広島県農業協同組合中央会, 広島県消費者団体連絡協議会, 広島県労働者福祉協議会他 547, 294 名が, 県議会に「食品の安全に係る請願」を提出
- 3 月 「食品の安全に係る請願」が, 生活福祉保健委員会において全会派一致で採択

平成 15 年

- 3 月 「食品の安全に関する基本方針」策定

平成 16 年

- 3 月 「食品の安全に関する推進プラン（平成 16 年度～17 年度）」策定

平成 18 年

- 3 月 「食品の安全に関する推進プラン（平成 18 年度～20 年度）」策定

平成 21 年

- 3 月 「食品の安全に関する推進プラン（平成 21 年度～23 年度）」策定

平成 24 年

- 3 月 「食品の安全に関する推進プラン（平成 24 年度～26 年度）」策定

平成 27 年

- 3 月 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を策定

令和 2 年

- 7 月 第 1 回広島県食品安全推進協議会において, 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」骨子案を協議
- 10 月 第 2 回広島県食品安全推進協議会において, 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案を協議

令和 3 年

- 1 月 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」案の県民意見募集
(1 月 27 日(水)～2 月 19 日(金))
- 2 月 第 3 回広島県食品安全推進協議会(書面会議)において, 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」計画案を協議及び承認
- 3 月 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を改正

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改正に携わった団体等

【消費者代表】

公益社団法人広島消費者協会
広島県消費者団体連絡協議会
広島県生活協同組合連合会
広島県地域女性団体連絡協議会

【生産者代表】

全国農業協同組合連合会広島県本部
広島県漁業協同組合連合会
広島県農業協同組合中央会
広島県酪農業協同組合

【事業者代表】

一般社団法人広島県食品衛生協会
日本チェーンストア協会中国支部
広島県スーパーマーケット協会

【学識経験者】

谷本 昌太（公立大学法人県立広島大学地域創生学部 学部長）
細野 賢治（国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科 教授）
村上 和保（広島女学院大学 副学長）
山内 雅弥（国立大学法人広島大学 副理事）

【市町代表】

広島県市長会
広島県町村会

【行政機関】

広島県
広島県教育委員会事務局
保健所設置市（広島市，呉市，福山市）

（五十音順，敬称略）

食品の安全に関する基本方針及び推進プラン

令和3(2021)年3月改正

編集・発行 広島県

〒730-8511 広島市中区基町10-52

☎ 082-228-2111 (代表)



みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会